

**ÉTENDUE DES TRAVAUX
POUR
L'ETUDE ET LA PLANIFICATION POUR LE DEVELOPPEMENT RURAL
DURABLE EN MOYENNE ET HAUTE GUINEE
EN REPUBLIQUE DE GUINEE
CONVENU ENTRE
LA PARTIE GUINEENNE
ET
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE**



Fait à Conakry, le 25 février 2008

M Sékouba BANGOURA

Directeur National de la Coopération
Ministère des Affaires Etrangères, de la
Coopération,
de l'Intégration Africaine et des Guinéens
de l'Etranger

M. HANAI Junichi

Chef de l'Equipe d'Etude Préparatoire
Agence Japonaise de Coopération
Internationale (JICA)



M .Fassou Elie DAMEY

Secrétaire Général

Ministère de l'Agriculture, de l'Elevage, de l'Environnement et des Eaux et Forêts
I. République de Guinée

INTRODUCTION

En réponse à la requête du gouvernement de la République de Guinée (ci-après dénommé « le GOG »), le gouvernement du Japon (ci-après dénommé « le GOJ »), a décidé de conduire l'Etude et la Planification pour le Développement Rural Durable en Moyenne et Haute Guinée en République de Guinée (ci-après dénommé « l'Etude »), conformément aux lois et règlements concernés en vigueur au Japon.

En foi de quoi, l'Agence japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée « la JICA »), agence officiellement responsable de la mise en oeuvre et l'exécution des programmes de coopération technique du GOJ, procédera à l'Etude en étroite collaboration avec le Ministère des Affaires Etrangères de la Coopération, de l'Intégration Africaine et des Guinéens de l'Etranger (MAECIAGE) et les autorités concernées du GOG.

Le présent document définit l'étendue des travaux de l'Etude.

II. OBJECTIFS DE L'ETUDE

- (1) Élaborer un Schéma Directeur visant à améliorer les conditions de vie des habitants de la Moyenne et Haute Guinée. Ce Schéma comportera des modèles d'exploitation agricole durable profitant de l'environnement naturel de ces régions ainsi que les stratégies de multiplication de ces modèles. Les zones prioritaires seront sélectionnées et un plan d'actions par zone définissant concrètement les activités à mettre en oeuvre sera établi.
- (2) Renforcer les capacités des ressources humaines du MAEEEF à différents niveaux, en tant qu'organisme d'exécution, ainsi que les autres organisations concernées à travers la mise en oeuvre de l'Etude.

III. ZONE DE L'ETUDE

Le Schéma Directeur sera élaboré pour la Moyenne et la Haute Guinée et des Plans d'Actions seront élaborés pour des zones prioritaires qui seront sélectionnées stratégiquement dans ces régions.

IV. CADRE DE L'ETUDE

L'Etude sera mise en oeuvre en Guinée et au Japon en deux phases :

1. Phase I : Enquête de base

- (1) Constatation de la situation actuelle et l'analyse des problèmes de la Moyenne et de la Haute Guinée
 - a. Conditions naturelles (topographique, géologique, pédologique, météorologique, hydrologique)
 - b. Système d'exploitation agricole (systèmes typiques de cultures, niveau de technique agricole)
 - c. Etat d'exploitation des ressources hydrauliques (système d'irrigation, de drainage et d'aménagement)
 - d. Etat d'occupation des sols (forme de propriété foncière)

- e. Commercialisation (produits agricoles et halieutiques, produits transformés, intrants agricoles, de pêche et d'aquaculture)
- f. Economie rurale (Organisation paysanne, ménage paysan, démographie)
- g. Projets de développement financés par d'autres bailleurs de fonds et des ONG

(2) Définition des zones prioritaires

(3) Elaboration des projets du Schéma Directeur et des Plans d'Actions

(4) Définition des zones d'intervention pour la mise en œuvre des projets pilotes ainsi que l'établissement du plan d'actions

2. Phase II : Mise en œuvre et suivi - évaluation des projets pilotes

(1) Mise en œuvre des projets pilotes et suivi

(2) Prise en compte du résultat de suivi dans l'élaboration du Schéma Directeur et des Plans d'Actions

(3) Renforcement des capacités des parties prenantes (organismes concernés du MAEEEF et du Ministère de la Pêche et de l'Aquaculture (ci-après dénommé « MPA »)), organisations paysannes, ONG)

(4) Achèvement du Schéma Directeur et les Plans d'Actions

V. CALENDRIER DE L'ETUDE

L'Etude sera conduite selon le calendrier provisoire joint en Annexe-1.

VI. RAPPORTS

La JICA présentera les rapports suivants au MAECIAGE (Direction Nationale de la Coopération) :

1. Rapport Initial (20 exemplaires) : Il contient le plan d'exécution de l'étude et son calendrier, sera présenté au plus tard un mois après le démarrage de l'étude.
2. Rapport d'Avancement 1 (20 exemplaires) : il sera présenté au plus tard 6 mois après le démarrage de l'étude.
3. Rapport Intérimaire (30 exemplaires) : il sera présenté à la fin de la phase I.
4. Rapport d'Avancement 2 (20 exemplaires) : il sera présenté au plus tard 18 mois après le démarrage de l'étude.
5. Rapport d'Avancement 3 (20 exemplaires) : il sera présenté au plus tard 24 mois après le démarrage de l'étude.
6. Projet du Rapport Final (30 exemplaires) : il sera présenté au plus tard 1 mois avant la fin de la dernière étude sur le terrain ; Le GOG fera part de ses commentaires écrits sur le Projet de rapport final à la JICA dans un délai d'un(1) mois après la réception de ce Projet.
7. Rapport Final (50 exemplaires) : il sera présenté au plus tard deux (2) mois après la

réception des commentaires du GOG par la JICA. sur le projet de rapport final.

VII. ENGAGEMENTS DU GOUVERNEMENT GUINEEN

1. Pour faciliter la bonne exécution de l'Etude, le GOG prendra les mesures nécessaires suivantes :
 - (1) Autoriser l'entrée, le séjour et la sortie en Guinée des membres de l'Equipe japonaise d'étude dans le cadre de leur mission , et les exempter des obligations de déclarations applicables aux étrangers et des frais consulaires ;
 - (2) Exonérer les membres de l'Equipe des droits, taxes et autres charges imposables sur les équipements, les machines et autres matériels entrés sur le territoire guinéen dans le cadre de l'Etude ;
 - (3) Exonérer les membres de l'Equipe des impôts sur le revenu et des droits de toutes sortes imposés ou prélevés sur les émoluments ou allocations payés aux membres de l'Equipe d'étude pour leurs services dans le cadre de l'Etude ;
 - (4) Faciliter les démarches nécessaires aux membres de l'Equipe pour déposer et utiliser les fonds importés en Guinée depuis le Japon dans le cadre de l'Etude .
2. Le GOG assurera la prise en charge de l'indemnisation en cas de réclamation de dommages et intérêt faite aux membres de l'Equipe dans l'accomplissement des actes posés au titre de la convention au cours de la mise en oeuvre de l'Etude, à l'exception d'une faute résultant de négligence grave, d'une infraction volontaire imputable aux membres de l'Equipe.
3. La Direction Nationale de la Coopération en collaboration avec le Bureau de Stratégie et de Développement agiront en tant qu'organisme homologue de l'Equipe et comme organisme de coordination et de coopération et d'autres partenaires liés à l'exécution de l'Etude.
4. La DNC et le BSD en coopération avec les autres organismes concernés, mettront à leurs frais, ce qui suit à la disposition de l'Equipe japonaise de l'Etude :
 - (1) Informations relatives à la sécurité et mesures pour assurer la sécurité de l'Equipe ;
 - (2) Informations et appui relatifs à l'accès aux services médicaux ;
 - (3) Données et informations disponibles relatives (y compris des cartes et des photographies) à l'Etude ;
 - (4) Personnel servant d'homologues de l'Equipe ;
 - (5) Bureaux convenables avec équipement et mobilier nécessaires ;
 - (6) Cartes de séjour ou cartes d'identité appropriées.

VIII. ENGAGEMENT DE LA PARTIE JAPONAISE

La partie japonaise s'engage à prendre les mesures nécessaires pour :

1. L'envoi, à ses frais, de l'Equipe en Guinée;
2. Le transfert de technologies et d'habileté au personnel guinéen servant d'homologues ainsi qu'aux communautés rurales au cours de l'Etude.

IX. CONSULTATION MUTUELLE

Tous les problèmes en suspens relevant de l'Etude seront conjointement discutés et résolus par la JICA et le MAECIAGE.

2

[ANNEXE-1]

Calendrier provisoire de l'Etude

mois	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
Enquête de base				Saison sèche					Saison humide					Saison sèche					Saison humide					Saison sèche													
	Phase I																																				
Mise en œuvre des projets pilote/Suivi & évaluation													Phase I.1																								
Concertation en Guinée	<input checked="" type="checkbox"/>																																				
Présentation des Rapports	R/I																																				

L

9/10

ギニア国

中部・高地ギニア持続的農村開発計画調査

実施細則

日本国

独立行政法人国際協力機構

ギニア共和国

コナクリ、2008年2月25日

ギニア共和国
外務・協力・アフリカ統合省
国際協力局長

独立行政法人国際協力機構
事前調査団長

M. Sékouba BANGOURA

花井 淳一

ギニア共和国
農業牧畜環境水森林省
事務次官

M. Fassou Elie DAMEY

1. 導入

日本国政府はギニア共和国政府の要請に基づき、日本国において施行されている法律及び規則に従い、中部・高地ギニア持続的農村開発計画調査の実施を決定した。

日本国政府による技術協力の実施機関である独立行政法人国際協力機構は、ギニア共和国外務・協力・アフリカ統合省ならびにギニア共和国関連機関と協力して、本調査を実施する。

本文書はその実施細則を定める。

2. 調査の目的

(1) 中部・高地ギニアの住民の生活向上を目的として、自然環境を活かした持続的営農モデル及び同モデルの面的拡大戦略から成るマスタープランを策定する。また、優先地域が選定され、そこにおける具体的な活動計画を定めたアクションプランを策定する。

(2) 本件実施を通じて、カウンターパート（C/P）機関である農業牧畜環境水森林省及び関連機関の人的・組織的能力を強化する。

3. 調査対象地域

マスタープランについては、中部・高地ギニアを対象に策定される。一方、アクションプランは、同地域のうち戦略的に選定される優先地域において策定される。

4. 調査の内容

調査は、ギニア国における現地調査及び日本国内における国内作業より構成され、次の2段階で構成される。

1) フェーズⅠ：ベースライン調査

①中部・高地ギニアの現況確認と問題分析

- a. 自然状況（地形、地質、気象、水文）
- b. 営農体系（作付けパターン、農業技術レベル）
- c. 水資源利用現況（灌漑・排水・圃場整備システム）
- d. 土地利用状況（土地保有形態）
- e. 市場流通（農水産物、加工品、農業・漁業・養殖投入財）
- f. 農村社会経済（農民組織、農家家計、人口移動）
- g. 他ドナー・NGO等の出資による開発事業

②優先地域の選定

③マスタープラン、アクションプランのパイロットプロジェクト検討

④パイロットプロジェクト実施地区の選定、実施計画の策定

2) フェーズⅡ：パイロットプロジェクトの実施、モニタリング・評価

①パイロットプロジェクトの実施及びモニタリング

②モニタリング結果のマスタープラン案、アクションプラン案への反映

③関係者（農業牧畜環境水森林省、漁業養殖省、農民組織、NGO）の能力強化

④マスタープラン、アクションプランの完成

5. 調査期間及び工程

調査期間及び工程は、別表1のとおりとする。

6. 報告書

独立行政法人国際協力機構は、下記の報告書をギニア国外務・協力・アフリカ統合省に提出する。

1) インセプションレポート (20部)

調査実施計画及び実施日程を内容とするもので、調査の開始後1カ月以内に提出する。

2) プログレスレポート1 (20部)

調査開始後6カ月以内に提出する。

3) インテリムレポート (30部)

フェーズI終了時に提出する。

4) プログレスレポート2 (20部)

調査開始後18カ月以内に提出する。

5) プログレスレポート3 (20部)

調査開始後24カ月以内に提出する。

6) ファイナルレポート(案) (30部)

最終現地調査終了1カ月前に提出する。ギニア国側はファイナルレポート案を受領後、1カ月以内にJICAに対し書状でコメントを提出する。

7) ファイナルレポート (50部)

ファイナルレポート(案)に関するギニア国側の意見を受けた後、2カ月以内に提出する。

7. ギニア国側が取るべき措置

1) 現地調査を円滑に実施するために、ギニア国側はギニア共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

イ) 日本人調査団の入国、滞在、出国の許可、外国人に適用される申請義務の免除

ロ) 調査用資機材のギニア国輸入に係る義務、課税、その他費用の免除

ハ) 調査団員の所得税ならびに調査料金に対する給与、手当てに課せられる義務の免除

ニ) 日本国からギニア国に持ち込まれる資金の預金及び利用に対する便宜供与

2) ギニア国政府は、調査実施中の調査団メンバーに対する損害賠償請求があった場合、これがメンバーの故意の違反行為による場合を除き、補償を行うものとする。

3) 農業牧畜環境水森林省政策統計局との協力の下、外務・協力・アフリカ統合省は、調査団のカウンターパート機関として、また同時に、調査実施に関わる他機関との協力・調整機関として活動する。

4) 農業牧畜環境水森林省開発戦略局は、他の関係機関と連携して、費用をみずから負担しつつ以下のものを調査団に提供する。

- イ) 安全に関する情報
- ロ) 医療サービスへのアクセスに関わる情報及び支援
- ハ) 調査に関する入手可能なデータ・情報（地図・写真も含む）
- ニ) 調査団員のカウンターパートとなる職員
- ホ) 必要な機材・家具を備えた適切な執務室
- ヘ) 適切な滞在許可証または身分証明書

8. 日本国側が取るべき措置

日本側は、調査にあたって、以下の措置をとる。

- 1) 費用を負担し、調査団をギニアへ派遣する。
- 2) 調査実施を通して、ギニア側カウンターパート及び農村コミュニティに対する技術移転を行う。

9. 二者協議

本実施細則に定められていない事項については、本調査期間中に国際協力機構とギニア国ギ外務・協力・アフリカ統合省とで協議して定めるものとする。

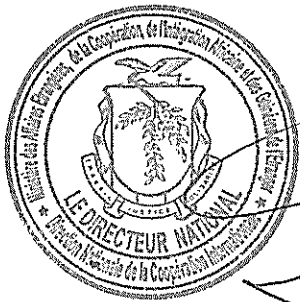
以上

【別表 1】

調査工程案

年度	2008												2009												2010												2011										
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7											
	雨期			乾期						雨期						乾期						雨期						乾期			雨期																
ベースライン調査	フェーズI																																														
実証事業実施・モニタリング&評価																																															
現地協議	■					■												■																													
レポート提出	lc/R					P/R1																																									

**COMPTE RENDU DES DISCUSSIONS
ENTRE
LA PARTIE GUINEENNE
ET
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE
SUR
L'ETUDE ET LA PLANIFICATION
POUR LE DEVELOPPEMENT RURAL DURABLE
EN MOYENNE ET HAUTE GUINEE**



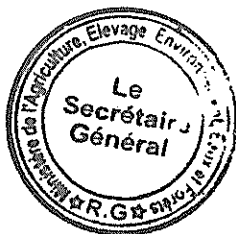
Fait à Conakry, le 25 février 2008

M. Sékouba BANGOURA

Directeur National de la Coopération
Ministère des Affaires Etrangères,
de la Coopération,
de l'Intégration Africaine
et des Guinéens de l'Etranger
République de Guinée

M. HANAI Junichi

Chef de l'Equipe de l'Etude Préliminaire
Agence Japonaise de Coopération
Internationale (JICA)



M. Fassou Elie DAMEY

Secrétaire Général

Ministère de l'Agriculture, de l'Elevage, de l'Environnement
et des Eaux et Forêts
République de Guinée

En réponse à la requête du Gouvernement de la République de Guinée, (dénommé ci-après « GOG »), l'Agence Japonaise de la Coopération Internationale (désignée ci-après « JICA ») a envoyé en République de Guinée une équipe d'experts pour l'Etude Préliminaire relative à « l'Etude et Planification pour le Développement Rural Durable en Moyenne et Haute Guinée ». La mission japonaise dirigée par M. HANAI Junichi a séjourné en Guinée du 10 au 25 février 2008. Toutefois, elle sera poursuivie jusqu'au 1^{er} mars 2008 par deux experts (le chargé des techniques agricoles et des systèmes d'exploitation agricole ainsi que le chargé de la planification et de l'évaluation).

La partie Japonaise a effectué une visite de terrain dans la zone faisant l'objet de l'étude, et a tenu une série de discussions fructueuses avec la partie Guinéenne et d'autres organisations concernées.

Les parties japonaise et guinéenne ont convenu du contenu d'exécution du projet d'Etude et de Planification pour le Développement Rural Durable en Moyenne et Haute Guinée.

Après avoir échangé les points de vue (cf. Annexe 1 – Liste des participants aux réunions à Conakry) pour la mise en œuvre efficace et effective de l'étude, les deux parties ont retenu ce qui suit :

1. Concept de base

Il s'agit d'une « étude et planification pour le développement » visant à élaborer un schéma directeur de développement agricole et rural pour la Moyenne Guinée et la Haute Guinée. Le travail d'élaboration s'effectuera en étroite collaboration entre les experts japonais et leurs homologues guinéens. L'étude et la planification pour le développement fait partie des schémas de la coopération technique du gouvernement japonais dont la particularité réside dans la participation active des homologues des pays bénéficiaires ainsi que dans l'importance accordée au transfert de technologies à l'égard de ces derniers au cours de la mise en œuvre de l'étude.

2. Intitulé de l'Etude

Suite à l'extension de la zone d'intervention et par souci de clarification, l'intitulé initial formulé dans la requête : « Projet d'appui au Développement Agricole dans la Région Administrative de Mamou en Guinée » est modifié comme suit : « Etude et Planification pour le Développement Rural Durable en Moyenne et Haute Guinée ».

3. Durée et processus de l'Etude

L'Etude a une durée de 3 ans, répartie en deux phases. La première phase ayant pour durée d'un an, sera consacrée à l'enquête de base. La deuxième phase de deux ans, sera consacrée à l'exécution des projets pilotes ainsi que leur suivi et évaluation. Les zones d'intervention et les autres détails des projets pilotes seront définis durant la première phase de l'étude, en concertation entre la partie guinéenne et la partie japonaise.

4. Objectifs et contenu de l'Etude

1) Les objectifs de l'Etude sont :

a) l'élaboration d'un schéma directeur de développement ainsi que des plans d'actions. Le schéma directeur comportera la définition des modèles d'exploitation agricole durable ainsi que les stratégies de multiplication de ces derniers. Les plans d'actions définiront les actions concrètes à mener dans les zones sélectionnées suivant le résultat de l'enquête de base ;

b) le renforcement des capacités organisationnelles et du personnel du MAEEEEF et du Ministère de la Pêche et de l'Aquaculture (MPA), ainsi que des autres organismes concernés (organisations paysannes, ONG, etc.)

2) Le « modèle d'exploitation agricole durable » repose sur le renforcement des organisations paysannes. L'aménagement possible par la participation physique volontaire des bénéficiaires constitue le cœur de ce modèle, qui ne demande pas de charges importantes en intrants agricoles.

Le terme «durable» signifie que l'entretien des terres aménagées est à la portée des bénéficiaires et est exécuté par eux-mêmes et que l'aménagement se réalise en considérant l'aspect écologique et social, tout en évitant des infrastructures qui auront un impact négatif sur l'environnement.

Le « renforcement des organisations paysannes » rendra possible non seulement l'aménagement participatif mais aussi organiser en commun, l'achat des intrants, la vente des produits agricoles, leur transformation et leur commercialisation et l'accès plus facile aux structures de crédit. Tous ces facteurs contribueront à stabiliser les exploitations agricoles.

3) Dans l'aménagement agricole participatif, une importance particulière est accordée à la participation volontaire des bénéficiaires, depuis la phase de planification, de réalisation et d'entretien, jusqu'à celle de la réhabilitation des terres agricoles irriguées.

4) Le modèle pour la Moyenne Guinée serait une exploitation agricole intensive visant la stabilisation des cultures vivrières en saison pluvieuse et la promotion des cultures maraîchères en saison sèche.

Un tel modèle sera réalisé en profitant des «bas fonds» qui comportent une haute potentialité agricole. L'installation des petites irrigations (petit barrage et canalisation simple), la promotion de l'utilisation des pompes en groupement, la construction de diguettes, éventuellement l'aquaculture continentale extensive, etc. seront réalisées grâce à la participation active des bénéficiaires. L'amélioration de la gestion des systèmes irrigués existant à travers le renforcement des organisations paysannes sera également incluse dans ce modèle.

5) Quant à la Haute Guinée, le modèle d'exploitation agricole concernerait les périmètres des domaines inondables. L'exploitation serait une combinaison de la riziculture intensive (en saison pluvieuse grâce à l'aménagement participatif des paysans), l'aquaculture continentale extensive et la culture maraîchère.

6) Les "zones prioritaires" seront sélectionnées au cours de la mise en œuvre de la première phase de l'Etude, après concertation entre les parties guinéenne et japonaise, parmi les préfectures de la Moyenne et Haute Guinée. Il s'agit des zones où les potentialités du développement agricole et aquacole sont élevées. C'est dans ces zones que les activités seront menées prioritairement. Un plan d'actions par zone prioritaire sera établi pour fixer concrètement le calendrier, le budget et le dispositif de mise en œuvre des activités visant le développement rural suivant le schéma directeur. Ce plan d'actions sera un outil de multiplication du modèle d'exploitation agricole et aquacole optimal et durable dans les préfectures sélectionnées.

7) En tant que « stratégies de multiplication » de ces modèles, il sera mis en évidence le renforcement du système de vulgarisation agricole et aquacole existant ainsi que l'implication des organisations paysannes telles que les unions et les fédérations.

8) En ce qui concerne le « renforcement des capacités organisationnelles et du personnel », l'étude visera l'amélioration des capacités de planification des programmes de développement, d'aménagement et de la vulgarisation de techniques agricoles et aquacoles du MAEEEF et du MPA ainsi que les capacités des groupements des paysans concernés par l'exécution des projets pilotes.

5. Projet pilote

Le « projet pilote » sera de petite échelle exécuté dans le but de prouver la pertinence technique et organisationnelle du schéma directeur et du plan d'action. Le nombre des projets pilotes, les sites d'intervention et leurs contenus seront déterminés au cours de la mise en œuvre de la première phase de l'Etude, suivant le résultat de concertation entre la partie guinéenne et la partie japonaise.

2

AWD

6. Dispositif de mise en œuvre

- 1) L'organisme d'exécution, homologue de la JICA, est le Bureau de Stratégie et de Développement (ci-après dénommé « BSD ») du MAEEEF. Le BSD, sous la tutelle du Secrétaire Général du MAEEEF, assurera la coordination de l'Etude.
- 2) Etant donné que le modèle d'exploitation agricole durable en Haute Guinée pourrait avoir une composante importante constituée par l'aquaculture continentale, la partie japonaise et la partie guinéenne solliciteront, au besoin de la mise en œuvre de l'Etude, la participation de la Direction Nationale de la Pêche Continentale et de l'Aquaculture (DNPCA) du Ministère de la Pêche et de l'Aquaculture.
- 3) Au niveau central, il sera mis en place un Comité de pilotage pour la supervision et le suivi effectif de l'étude. Ce comité est structuré comme suit :

Pour la partie guinéenne :

- a) Le Président : le MAECIAGE (Direction Nationale de la Coopération)
- b) Le Vice Président : le MAEEEF ou son Représentant
- c) Le Rapporteur : Le BSD du MAEEEF
- d) Membres :
 - Un Représentant de la Direction Nationale de l'Agriculture (DNA)
 - Un Représentant de la Direction Nationale de l'Elevage (DNE)
 - Un Représentant de l'Institut de Recherche Agronomique de Guinée (IRAG)
 - Un Représentant du Service National de Promotion Rurale et de la Vulgarisation (SNPRV)
 - Un Représentant de la Direction Nationale du Génie Rural (DNGR)
 - Un Représentant de la Direction Nationale des Eaux et Forêts (DNEF)
 - Un Représentant de la Direction Nationale des Pistes Rurales (DNPR)
 - Un Représentant de la Direction Nationale de l'Environnement
 - Un Représentant de la Division Faisabilité des Projets et Programmes (DFPP) du BSD.
 - Un Représentant du Ministère de l'Économie, des Finances et du Plan (Direction Nationale de la Dette et des Investissements Publics)
 - Un Représentant de la DNPCA du Ministère de la Pêche et de l'Aquaculture

Pour la partie japonaise :

- Ambassade du Japon en Guinée,
 - Bureau de la JICA au Sénégal
 - Experts Mission Japonaise
 - Experts Japonais/MAEEEF/MPA
- 4) Au niveau régional, il sera créé un cadre de concertation qui regrouperait les acteurs de terrain (services déconcentrés du MAEEEF et du MPA, les Chambres Régionales d'Agriculture, les organisations professionnelles paysannes, les ONG, les projets de développement agricole).

7. Affectation des homologues

La partie japonaise informera la partie guinéenne de la composition de la Mission d'Etude et la partie guinéenne, par Note de Service du MAEEEF, affectera les experts guinéens nécessaires à la mise en œuvre de l'Etude, au niveau central et local, en tant qu'homologues des experts japonais de la mission d'Etude.

8. Frais afférents aux experts et personnels guinéens

Les parties japonaise et guinéenne ont confirmé que les frais du personnel nécessaires à la mise en œuvre du projet y compris les homologues-experts doivent être en principe pris en charge par la partie guinéenne conformément à l'Etendue des Travaux (S/W).

Toutefois, la partie guinéenne demande à la partie japonaise de prendre en charge les frais du personnel administratif et des ouvriers, ainsi que les frais de voyage d'étude indispensables pour l'enquête sur le terrain (perdiems et frais d'hébergement) des homologues guinéens. La partie japonaise a accepté d'examiner la possibilité de prendre ces frais en charge.

9. Affectation des locaux

La partie guinéenne, s'engage sur le principe d'affectation des locaux et mobiliers à la Mission d'Etude, dans la mesure du possible. Le cas échéant, la partie japonaise accepterait d'examiner la possibilité de prise en charge.

10. Fourniture des matériels et équipements pour l'Etude

La partie Guinéenne a demandé à la partie Japonaise de fournir des matériels pour la mise en œuvre de l'Etude y compris des véhicules et des motos ainsi que des équipements et fournitures de bureau (photocopieur, ordinateurs et accessoires, scanners, téléphone, consommables...).

La partie japonaise a accepté de fournir uniquement les matériels de bureau indispensable à la réalisation de l'Etude. Quant aux autres équipements et matériels y compris les véhicules et les motos, la partie japonaise examinera le contenu des matériels à acquérir et à expédier et informera la partie guinéenne avant le démarrage de l'Etude.

En outre, les deux parties se sont mis d'accord qu'une autre procédure administrative serait nécessaire entre l'Agence Japonaise de Coopération Internationale et le Ministère de l'Agriculture, de l'Elevage, de l'Environnement et des Eaux et Forêts pour la rétrocession des équipements et matériels, après l'achèvement de l'Etude.

11. Formation du personnel homologue au Japon

La partie guinéenne a demandé que le personnel homologue puisse bénéficier de stages de formation au Japon. La partie japonaise transmettra cette demande auprès du GOJ pour examen.

12. Considération environnementale et sociale

Les deux parties ont convenu de mettre en œuvre la présente Etude tout en accordant les considérations particulières aux facteurs environnementaux et sociaux en vue du développement durable visé par l'Etude. « L'Etude Préliminaire des Impacts sur l'Environnement » sera menée conformément aux Directives de la JICA sur les Considérations Sociales et Environnementales.

13. Rapport de l'Etude

- 1) Les deux parties ont convenu que la langue utilisée sera le français.
- 2) La partie japonaise a demandé que les différents rapports soient accessibles au public au Japon. La partie guinéenne a accepté.

14. Mise à profit des leçons apprises

Les deux parties ont convenu de tirer le maximum de profit des leçons apprises par les expériences de la coopération dans le passé à savoir « L'étude de Développement du Projet de Mécanisation de la Culture Irriguée et de Gestion des Eaux des Plaines de Sonfonia », achevée en 2007.

ANNEXE :

1. Liste des participants aux réunions à Conakry
2. Concept de l'Etude
3. Processus de la mise en œuvre

ANNEXE 1 :

Liste des participants aux réunions à Conakry

1. Ministère de l'Agriculture, de l'Elevage, de l'Environnement et des Eaux et Forêts (MAEEEF)

- Ellie Damey Secrétaire Général
- Sylla Abdoulaye Cherif Chef de Cabinet
- Yacouba Camara Conseiller Technique
- Keita Sory Conseiller Administratif
- Sylla Sékou Ahmed Chef de la Direction Resource Humaine

A) Bureau de Stratégie de Développement (BSD)

- Mohamed Dioumessi Directeur Général
- Laye Diata Konaté Directeur Général Adjoint
- Ibrahima kalil Sissoko Chargé d'études
- Thierno Souleymane Oularé Chargé d'études
- Baba Camara Chargé d'études
- Th.Mouctar Diallo Chef de Division
- Abdoulaye Diallo Chef de Division
- Aboubacar Sidibé Chargé d'études
- Hassane Keita Chargé d'études
- Senkoun Wagué Chargé de la Communication
- Lanciné Condé Chargé d'études
- Ibrahima Kalil Sakho Homologue CT/JICA

- Un Représentant du Ministère de l'Économie, des Finances et du Plan (Direction Nationale de la Dette et des Investissements Publics)
- Un Représentant de la DNPCA du MPA

B) Service National de la Promotion Rural et de la Vulgarisation (SNPRV)

- Aly Condé Directeur Général et Coordinateur NERICA
- Momo Arfan Soumah Chef de la Division

C) Directeur National de l'Elevage (DNE)

- Seny Mane Directeur National

D) Direction National des Pistes Rurales (DNPR)

- Kpogomou Niankoye Directeur National

E) Direction National du Génie Rural (DNGR)

- Mme Barry Oumou Salamata Chef de Section S/E

F) Direction Nationale Agriculture (DNA)

- Bernard Mansaré Directeur National Adjoint
- Ousmane Fofana Chef Section, Formation CEPERMAG
- Abdoul Aziz Kaba Chef Section
- Kombo Camara Chef Section

G) Direction National des Eaux et Forêt (DNEF)

- Diawara Mory Chef Section
- Diallo Djararonanou Agent d'études

2. Ministère de la Pêche et de l'Aquaculture

- Ly Mohamed Moustapha Directeur National Pêche Continentale et Aquaculture
- Sékou Toure Homologue Expert JICA
- MURAI Tadashi Expert JICA

3. Mission JICA

- HANAI Junichi Chef de Mission
- NANYA Takashi Chargé des techniques agricoles et livraison d'agriculture
- ICHIJO Motonobu Chargé des études sociales et environnementales, coopératives
- UI Nozomi Planification de coopération
- SEKITA Mariko Interprète

4. Ministère des Affaires Etrangères, de la Coopération, de l'Intégration Africaine et des Guinéens de l'Etranger

Direction Nationale de la Coopération

- Pauline TURPIN
- Abdoulaye YOULA

5. Les autres

- Abdoulaye bah Interprète, L'Etude de Sonfonia JICA



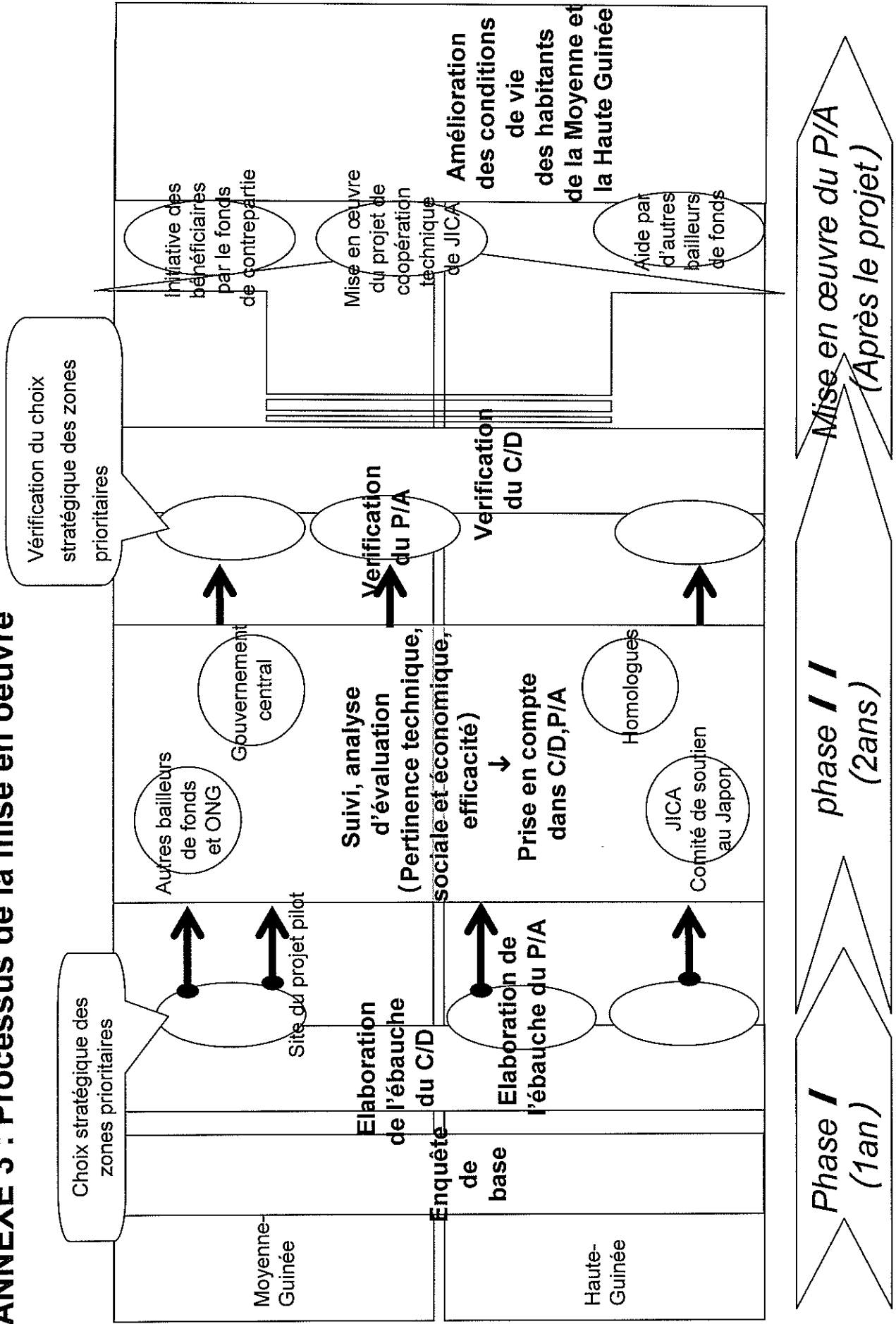
ANNEXE 2 : Concept de l'Etude

Modèle d'Exploitation Agricole Durable (écologique et sociale) et la Stratégie de leur Multiplication

<p>Modèle d'une exploitation agricole intensive</p> <p>Stabilisation des cultures vivrières en saison pluvieuse</p> <p>la promotion des cultures de rente en saison sèche</p>	<p>Modèle d'une exploitation diversifiée</p> <p>Riziculture intensive en saison pluvieuse (possibilité du Nérica)</p> <p>l'aquaculture continental et la culture maraîchère en saison sèche</p>
<p>Renforcement des groupements</p> <p>L'achat des intrants, la vente des produits agricoles, leur transformation et commercialisation, L'accès au système de credit, etc.</p>	
<p>Aménagement et entretien participatif gestion commune d'eau</p>	
<p>Saison pluvieuse : aménagement (la construction de diguettes, petits barrages, canalisations simples etc.),</p> <p>Saison sèche : maintien de ressources en eau (barrage, étang, pompage)</p>	<p>Saison pluvieuse : aménagement aux périmètres d'un champ inondable</p> <p>Saison sèche : aménagement des étangs</p>
<p>Maîtrise de ressources hydrauliques toute l'année</p>	
<p>Moyenne Guinée</p> <p>Aménagement participatif des Bas-fonds</p> <p>Réhabilitation des plaines aménagées</p>	<p>Haute Guinée</p> <p>Champs fertiles inondables</p>

0/10

ANNEXE 3 : Processus de la mise en oeuvre



[Handwritten signature]

[Handwritten initials]

ギニア国

中部・高地ギニア持続的農村開発計画調査

協議議事録

日本国

独立行政法人国際協力機構

ギニア共和国

コナクリ、2008年2月25日

ギニア共和国
外務・協力・アフリカ統合省
国際協力局長

独立行政法人国際協力機構
事前調査団長

M Sékouba BANGOURA

花井 淳一

ギニア共和国
農業牧畜環境水森林省
次官

M .Fassou Elie DAMEY

独立行政法人国際協力機構は、ギニア共和国の要請を受け、花井淳一を団長とする「中部・高地ギニア農業開発計画調査」に係る事前調査団（以下、日本側）を、2008年2月10日から2月25日まで（農業技術担当団員、企画・評価担当団員は3月1日まで）ギニア共和国に派遣した。

日本側は、調査対象地域を現地踏査するとともに、同調査の実施細則について、ギニア国農業牧畜環境水森林省をはじめとする関係機関（以下、ギニア国側）と実り多い一連の協議を実施した。

協議の結果、日ギ双方は「中部・高地ギニア農業開発計画調査」にかかる実施内容について合意に達した。

実施細則に関する日ギ双方の合意事項及び主たる協議事項については以下のとおりである。協議出席者のリストについては別添（Annex）のとおり。

1. 基本コンセプト

本事業は、日本側、ギニア側の双方の共同作業により中部ギニア・高地ギニア両地域を対象とした農業・農村開発計画を策定する「開発調査」である。「開発調査」は日本政府の代表的な技術協力スキームの一つで、被援助国側の主体的な参画を前提として開発計画の策定を行うこと、また調査実施の過程での技術移転を重視することが、その特徴である。

2. プロジェクト名

上記1. 及び対象地域の変更を踏まえ、以下のとおり事業名を変更する。

要請時：「ギニア国マムー州農業開発プロジェクト」

変更後：「ギニア国中部・高地ギニア持続的農村開発計画調査」

3. 調査期間及び工程

本調査は、フェーズ1：ベースライン調査（約1年）及びフェーズ2：パイロットプロジェクト実施、モニタリング・評価（約2年）の2つのフェーズから構成され、3年間にわたって実施される。パイロットプロジェクトの実施地区（場所及び数）、活動内容詳細等については、フェーズ1の期間中に日ギ双方で協議し決定する。

4. 調査の目的及び内容

1) 本調査の目的は、①持続的営農モデル及び同モデルの面的拡大戦略から成るマスタープラン及び優先地域におけるアクションプランの策定、②農業牧畜環境水森林省及び漁業養殖省並びに関連機関（農民組織、NGO等）の人的・組織的能力の強化である。

2) 「持続的営農モデル」については、農民組織の強化を前提とし、住民の物理的かつ自主的な参加を通じて開発可能な農地整備を核とした低投入型モデルの開発を行う。「持続的」の意味するところは、農地の整備水準が住民自身により維持可能な程度であり、かつ、環境を悪化させるような過度な開発を防ぐため環境・社会にも配慮されていることを指す。

「農民組織の強化」は、住民参加型の農地整備を可能にするだけでなく、農業投入財の共同購入や農産物の共同出荷・加工販売、金融システムへのアクセス改善等を通じて、農家経営の安定化にも貢献する。

- 3) 住民参加型の農地整備では、灌漑施設・圃場整備の計画、実施から住民が主体的に参画することを前提に、住民自身で維持管理・改修が可能であることを重要視する。
- 4) 中部ギニアでは、雨期の穀物栽培の安定化及び乾期の野菜栽培振興を目指す集約的営農モデルが想定される。すなわち、開発ポテンシャルの高い内陸小低地（バフォン）の特性を生かし、住民参加型の小規模灌漑施設（簡易取水堰、用水路）建設やポンプの農民グループによる共同利用促進、圃場（畦畔）の整備、場合によっては内水面養殖等を行う。同モデルには、農民組織の強化を通じた既存の灌漑施設の維持管理体制の改善も含まれる。
- 5) また、高地ギニアでは、肥沃な氾濫原の周辺部分における住民参加の畦畔造成による集約的稲作（雨季）、内水面粗放的養殖・野菜栽培（乾季）等を組み合わせた複合営農モデルが想定される。
- 6) 優先地域は、中部・高地ギニアの県レベルでフェーズ1の調査を進める過程で日ギ双方協議の上決定されるが、これは将来的に優先的に農業・水産業開発を進めるべきポテンシャルの高い地域である。アクションプランは、優先地域においてマスタープランに基づいて開発を進めるための、実施スケジュール、予算、実施体制等からなる具体的な行動計画である。すなわち、当該地域において、最適な最適かつ持続的農業・漁業開発営農モデルを普及するための事業計画である。
- 7) 「面的拡大戦略」としては、既存の農業・水産業普及サービスの強化策、グループ組合（ユニオン）や連盟といった農民組織の活用方策等が妥当であろう。
- 8) 「人的・組織的能力の強化」については、開発計画策定、農地整備、農業・水産技術の技術普及等農業牧畜環境水森林省及び漁業養殖省の能力の向上、パイロットプロジェクト実施地区の農民グループの強化等を指す。

5. パイロットプロジェクト

パイロットプロジェクトは、マスタープラン及びアクションプランの技術的妥当性、実施体制等を実証するため実施される小規模事業である。パイロットプロジェクトの実施数、サイト、事業内容等については、フェーズ1の調査の過程で日ギ双方協議の上決定される。

6. 調査実施体制

- 1) 実施機関（カウンターパート機関）はギニア国農業牧畜環境森林省開発戦略局(BSD)とし、同省事務次官の管理の下、調査の調整を行う。
- 2) 高地ギニアの営農モデルにおいては、内水面粗放的養殖が一つのコンポーネントとして想定されることから、調査実施の必要に応じて、漁業・養殖省内水面漁業・養殖総局の参加を要請することとする。
- 3) 中央レベルにおいては、調査の監督と効率的なモニタリングのため運営委員会を設置する。構成メンバーについては、以下のとおり。

ギニア側：

- a) 議長：外務・協力・アフリカ統合省国際協力局長
- b) 副議長：農業牧畜環境森林省大臣もしくはその代理
- c) レポーター：農業牧畜環境森林省開発戦略局長
- d) メンバー：
 - 農業牧畜環境森林省農業局代表 1 名
 - 同省畜産局代表 1 名
 - 国立農業研究所代表 1 名
 - 農業牧畜環境森林省農村促進普及局代表 1 名
 - 同省農業土木局代表 1 名
 - 同省森林水資源局代表 1 名
 - 同省農道整備局代表 1 名
 - 同省環境局代表 1 名
 - 同省開発戦略局プロジェクト・プログラムフィージビリティ部代表 1 名
 - 経済・財務・計画省（公的投資局）の代表 1 名
 - 漁業養殖省内水面漁業・養殖総局の代表 1 名

日本側：

- 在ギニア国日本大使館
- JICA セネガル事務所
- 調査団日本人専門家
- 農業牧畜環境森林省・漁業養殖省日本人専門家

4) 地方レベルにおいては、現場関係者（農業牧畜環境森林省及び養殖漁業省の地方支部、農業会議所、農民組織、NGO、農業開発プロジェクト）による討議会が結束される。

7. カウンターパートの配置

調査開始にあたり日本側は本格調査団員担当分野の構成を知らせ、ギニア国側は農業牧畜環境森林省大臣の通達により、中央・地方レベルで必要なカウンターパートを配置する。

8. カウンターパート等の配置に必要な経費

カウンターパートを含む本格調査実施のために必要な人員に係わる人件費は、実施細則に定められるとおり原則ギニア国が負担することを確認した。

しかしながら、事務職員及び作業員にかかる人件費及びカウンターパートの現地調査に不可欠な経費である調査旅費（日当、宿泊費）については、ギニア国側は日本側での負担を要望し、日本側は持ち帰ってその可能性を検討する旨回答した。

9. 執務スペース等の提供

ギニア側は、本格調査団が使用する執務スペース・備品は、可能な限りギニア国側が提供すると明言した。ギニア側により提供不可能な場合は、日本側が提供する可能性を検討する。

10. 調査用機材

ギニア国側は、本格調査実施のために必要な車両、バイク、事務機器・備品（コピー機、パソコン・周辺機器、スキャナー、電話、文具等）を含めた調査用資機材の供与を日本側に要望した。

事務所備品については、本格調査に不可欠な備品のみ、日本側から提供することに合意した。車両・バイクを含む調査用資機材については、日本側は、日本側が購送する機材を検討し本格調査開始前にギニア国側に通知することとした。

なお、本格調査終了後にこれら調査用機材のギニア国側への供与するためには、独立行政法人国際協力機構とギニア共和国農業牧畜環境森林省との間で別途手続きが必要な旨確認した。

11. カウンターパート研修

ギニア国側は、カウンターパートに対する効果的な技術移転のために日本におけるカウンターパート研修を要請した。日本側は持ち帰って検討する旨回答した。

12. 環境社会配慮

本件で目指す持続的開発のため、環境・社会に配慮した調査を行うことを確認した。また、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従い、IEE が実施される。

13. 調査報告書

- 1) 報告書の使用言語についてはフランス語とする。
- 2) 各レポートについては、日本国内での一般公開を可とする旨を日本側が説明した。ギニア国側はこれを受け入れた。

14. 過去の協力案件からの教訓・提言の活用

2007年に終了した開発調査「ソンプォニア低地における灌漑農業機械化及び水管理計画調査」から抽出される教訓や提言を、本調査の実施において十分活用する。

別添：

1. コナクリでの協議参加者リスト
2. 事業概念図
3. 調査実施プロセス図

以上

別添1：コナクリでの協議参加者リスト

1. 農業牧畜環境水森林省 (MAEEEF)

- Ellie Damey	事務次官
- Sylla Abdoulaye Cherif	官房長
- Yacouba Camara	技術相談役
- Keita Sory	事務相談役
- Sylla Sékou Ahmed	人事局長
A) 戦略開発局 (BSD)	
- Mohamed Dioumessi	局長
- Laye Diata Konaté	局長代理
- Ibrahima kalil Sissoko	調査担当官
- Thierno Souleymane Oularé	調査担当官
- Baba Camara	調査担当官
- Th.Mouctar Diallo	調査担当官
- Abdoulaye Diallo	室長
- Aboubacar Sidibé	調査担当官
- Hassane Keita	調査担当官
- Lanciné Condé	調査担当官
- Senkoun Wagué	広報担当官
- Ibrahima Kalil Sakho	JICA 専門家カウンターパート
- 経済・財務・計画省（公的投資局）の代表 1 名	
- 漁業養殖省内水面漁業・養殖総局の代表 1 名	
B) 農村促進普及局 (SNPRV)	
- Aly Condé	局長及びネリカ普及コーディネーター
- Momo Arfan Soumah	室長
C) 畜産局 (DNE)	
- Seny Mane	局長
D) 農道整備局 (DNPR)	
- Kpogomou Niankoye	局長
E) 農業土木局 (DNGR)	
- Mme Barry Oumou Salamata	室長
F) 農業局 (DNA)	
- Bernard Mansaré	副局長
- Ousmane Fofana	CEPERMAG 研修室長
- Abdoul Aziz Kaba	室長
- Kombo Camara	室長

G) 森林水資源局 (DNEF)

- Diawara Mory 室長
- Diallo Djararonanou 調査担当官

2. 漁業養殖省

- Ly Mohamed Moustapha 内水面漁業・養殖総局長
- Sékou Toure JICA 専門家カウンターパート
- MURAI Tadashi JICA 専門家

3. JICA 調査団

- HANAI Junichi 団長
- NANYA Takashi 農業技術・営農システム担当
- ICHIJO Motonobu 農村社会・環境、農民組織担当
- UI Nozomi 計画管理担当
- SEKITA Mariko 通訳

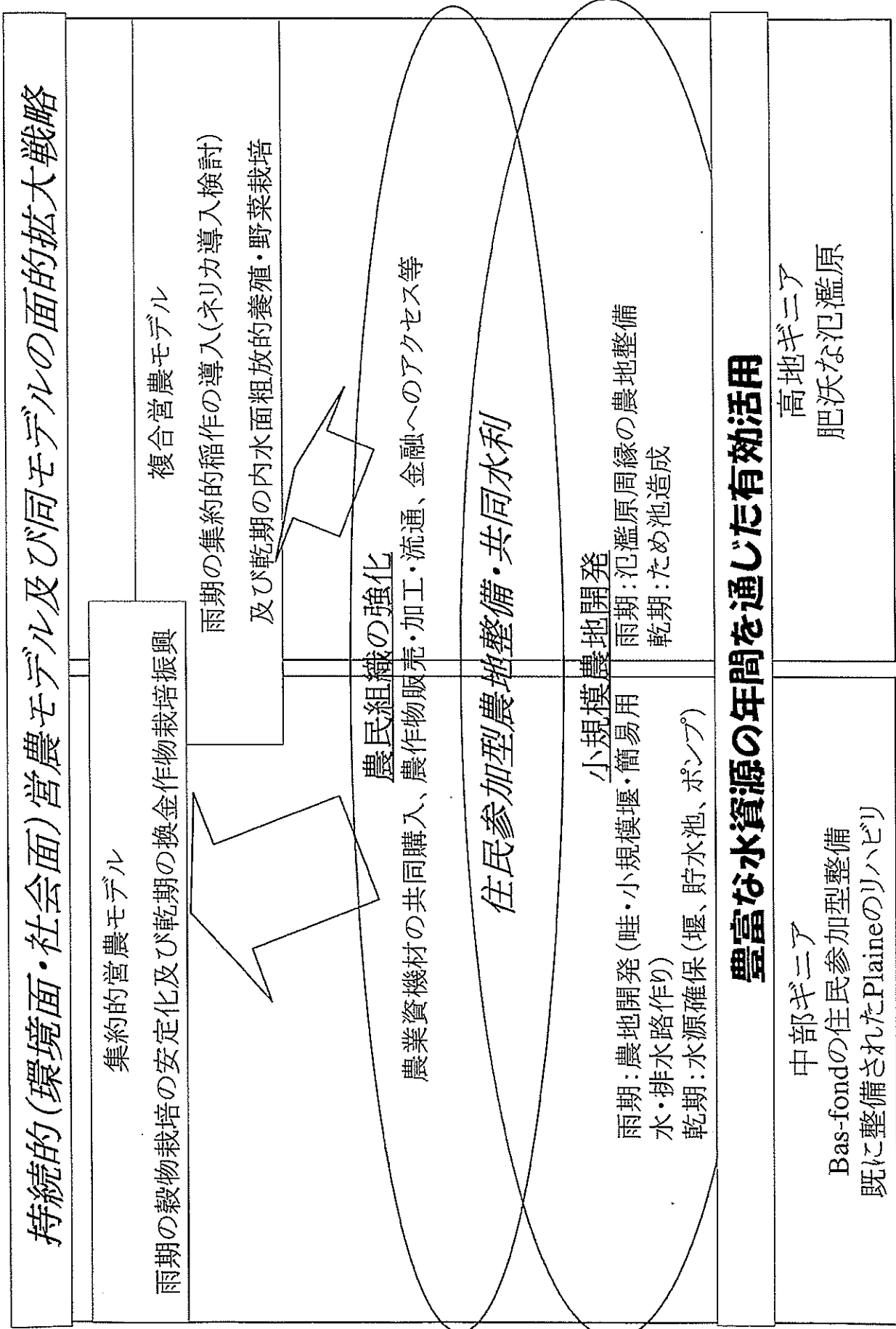
4. 外務・協力・アフリカ省

国際協力局

- Pauline TURPIN
- Abdoulaye YOULA

5. その他

- Abdoulaye bah JICA ソンフォニア開発調査通訳



収集資料リスト

No.	タイトル	発行機関	発行 年月日	入手源	形態
1	PROGRAMME D'APPUI A LA MISE EN VALEUR DES BAS-FONDS AMENAGES DANS LA SOUS-PREFECTURE DE OURE-KABA	Projet GERF	1992	Bibliotheque d'IRAEDEF, Mamou	複写
2	PROJET D'AMENAGEMENT ET DE RESTAURATION DES BASSINS REPRESENTATIFS PILOTES DE LA PREFECTURE DE MAMOU (Bafing Source et Balé), SCHEMA D'ORIENTATION DU BRP DE BAFING SOURCE	Ministère de l'Agriculture et des Ressources Animales, Direction Nationale des Forêts et Chasses/ Fonds d'Aide et de Coopération	1992/2	Bibliotheque d'IRAEDEF, Mamou	複写
3	RAPPORT D'ACTIVITES ET D'ORIENTATION - ANNEE 1994 -	Ministère de l'Agriculture et des Ressources Animales, Direction Nationale des Forêts et Chasses	1995/01	Bibliotheque d'IRAEDEF, Mamou	複写
4	ORIENTATIONS POUR LE DEVELOPPEMENT RURAL ET L'ENVIRONNEMENT DE LA PREFECTURE DE MAMOU, DOCUMENT DEFINITIF DE TRAVAIL	LA CELLULE G.R.N. DE LA DPDRE DE MAMOU	1995/04	Bibliotheque d'IRAEDEF, Mamou	複写
5	PROJET DE GESTION DE L'ESPACE RURAL ET DES FORETS, LE ROLE D'UNE DIRECTION PREFECTORALE DEVELOPPEMENT RURAL ET DE L'ENVIRONNEMENT (DPDRE) , EXMPLE DE LA DPDRE DE MAMOU	Ministère de l'Agriculture et des Ressources Animales, Direction Nationale des Forêts et Chasses	1995/12	Bibliotheque d'IRAEDEF, Mamou	複写
6	ETUDE D'IMPACT DES AMENAGEMENTS DE BAS-FONDS (PNIR et Programmes associés) , Volume 1, Rapport principal (Version définitive)	Ministère de l'Agriculture, des Eaux et Forêts (MAEF) , Service National des Statistiques Agricoles (SNSA)	1997/04	BTGR, Mamou	複写
7	STRATEGIE NATIONAL ET PLAN D'ACTION POUR LE DEVELOPPEMENT DE LA PETITE IRRIGATION (SNPI) , RAPPORT PROVISOIRE, 99/052 CP-GUI		1999/07/21	BTGR, Mamou	複写
8	ATELIER NATIONAL POUR LA STRATEGIE DE DEVELOPPEMENT DE LA PETITE IRRIGATION, EXTRAITS DU RAPPORT NO:99/052 CP-GUI (21 JUILLET 1999) : "STRATEGIE NATIONALE ET PLAN D'ACTION POUR LE DEVELOPPEMENT DE LA PETITE IRRIGATION (SNPI) "	Ministère de l'Agriculture et de l'Elevage, BCEPA/DNGR	1999/11/10	BTGR, Mamou	複写

9	POLITIQUE ET STRATEGIE NATIONALES DE DEVELOPPEMENT DE LA PETITE IRRIGATION, TCP/GUI/8924	PROJET DE PLAN DE DOCUMENT et MONOGRAPHIE DES PERIMETRES IRRIGUES, ORGANISATION DES NATIONS UNIES POUR L'ALIMENTATION ET L'AGRICULTURE (FAO)	2000/02/28	BTGR, Mamou	複写
10	Atlas Scolaire de la Guinée	GTZ	2002/03	村井専門家	製本
11	La REVUE, Magazine semestriel du bureau de la banque mondiale en Guinée	Banque Mondiale en Guinée	2008/01	Banque Mondiale, Conakry	製本
12	Faisons Ensemble サイト選定表	Faisons Ensemble, USAIDS		Faisons Ensemble, Conakry	複写
13	Plateformes Multifonctionnelles pour la lutte contre la pauvreté	PNUD Guinée et UNOPS	2006/01	PNUD, Mamou	複写
14	Stratégies d'insertion de l'accès à l'énergie dans les politiques régionales: l'expérience de trois Communautés Economiques Régionales (CER)	PNUD, Bureau de Dakar		PNUD, Mamou	製本
15	Des moulins, pas comme les autres	PNUD, Bureau de Dakar	2007/09	PNUD, Mamou	製本

質問票事例

Le 28 janvier, 2008

**Questionnaire pour la Mission d'Étude Préliminaire du
"Projet d'appui au Développement Agricole dans la Région Administrative de
Mamou (Étude de Développement)" en Guinée
JICA, Division du Développement Rural**

Ce questionnaire a pour but de collecter les informations nécessaires pour l'établissement de « l'Étendue des Travaux », le document de base pour la mise en œuvre du Projet.

Veuillez répondre par écrit aux questions ci-dessous, dans la mesure du possible et préalablement à notre entretien dans le cadre de la Mission. Si vous avez des documents concernant les questions, joignez-y une copie.

Nous vous remercions pour votre précieuse collaboration à la bonne formulation du projet.

Ministère de l'Agriculture, de l'Élevage, de l'Environnement, des Eaux et des Forêts (MAEEEF)

Nom du répondeur : _____

Fonction du répondeur : _____

Numéro de téléphone et l'address e-mail : _____

※Les questions concernent la situation nationale et non pas régionale ou locale.

I. De l'administration agricole et de la politique agricole

1. De l'Administration agricole

- ① Indiquez-nous les organismes compétents au niveau nationale, régional et préfectoral, en matière de; i) le développement agricole (les cultures maraîchère, céréalières et fruitières, l'élevage et l'aquaculture continentale) ; ii) le développement rural; iii) le développement des ressources en eau; iv) la protection du sol.

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ② Présentez-nous à l'aide d'un tableau, le flux d'instruction qui relie entre les différentes composantes à l'intérieur des organismes cités au ① ci-dessus.

--

- ③ Donnez-nous le nombre du personnel du MAEEEF au niveau national, régional et préfectoral.

.....
.....
.....
.....
.....
.....

- ④ Présentez-nous la situation actuelle de la décentralisation en cours.

.....
.....
.....
.....
.....

2. De la politique du développement agricole et rural

- ① Présentez-nous les principales politiques du développement agricole ou rural actuellement en vigueur en Guinée.

.....
.....
.....
.....
.....

② Quelle est la place accordée au nouveau projet de la JICA dans ce contexte politique ?

.....
.....
.....

③ A la suite de la mise en œuvre du projet, quelles activités envisagez-vous ? Et de quelle manière comptez-vous les mettre en œuvre ?

.....
.....
.....
.....

④ Quels sont les grands problèmes des milieux ruraux en Guinée ?

.....
.....
.....

⑤ Existe-t-il des politiques considérant particulièrement les différences entre les hommes et les femmes dans la société? Si oui, citez-les-nous.

.....
.....
.....

⑥ Existe-t-il des politiques en faveur des agriculteurs très pauvres ? Si oui, citez-les-nous.

.....
.....
.....

II. De l'installation du système irrigué

1. La "Politique et Stratégie Nationales de Développement de la Petite Irrigation en Guinée" établies par FAO ont-elles été mises en œuvre ? Si oui, citez-nous concrètement les activités réalisées.

.....
.....
.....
.....

2. Présentez-nous le contenu de votre plan national sur l'aménagement des installations d'irrigation, des programmes concernés et du budget.

.....
.....
.....

3. Donnez-nous une copie de différentes cartes d'irrigation (le plan de l'ensemble de l'installation, le plan de réalisation, le plan d'un secteur, etc.) .

4. Quels sont les problèmes généraux liés à l'aménagement des équipements d'irrigation ? Optez-vous pour l'équipement de grande taille ou de petite taille ?

.....
.....
.....

III. De la vulgarisation agricole

1. Indiquez-nous le nombre du personnel chargé de la vulgarisation agricole, le contenu de leurs activités, leurs méthodes de vulgarisation, leurs domaines de spécialité et leurs qualifications.

.....
.....
.....
.....
.....

2. Indiquez-nous l'étendue de la zone ainsi que le nombre d'agriculteurs en moyenne dont un vulgarisateur doit se charger.

.....
.....
.....
.....

3. Quels sont le système et le contenu de la formation continue du personnel chargé de la vulgarisation agricole ?

.....
.....

4. Citez-nous des cas concrets de la collaboration entre l'organisme paysan, les bailleurs de fonds, les ONGs et le secteur privé en matière de la vulgarisation ?

.....
.....
.....
.....

5. Quels sont les problèmes dans les activités de vulgarisation ?

.....
.....
.....
.....

6. Quels sont les rôles attribués à la région et à la préfecture dans la vulgarisation agricole ?

.....
.....
.....

IV. Des laboratoires et des instituts de recherches agricoles

1. Enumérez les laboratoires et les instituts de recherches ayant pour domaine de spécialité du développement agricole (les cultures maraîchères, céréalières et fruitières, l'élevage et l'aquaculture continentale) , du développement rural, du développement des ressources en eau et de la protection du sol. Citez-les au niveau nationale, régionale et préfectoral.

.....
.....
.....
.....

2. Présentez-nous l'organigramme, le nombre de chercheurs, le contenu des recherches, le budget, les technologies mises au point et l'état de diffusion de ces nouvelles technologies de chaque institution citée au IV.1. ci-dessus.

.....
.....
.....

3. Quels sont les problèmes actuels de ces laboratoires et institutions ?

.....
.....

V. De l'organisation des agriculteurs, des ONG agricoles et des entreprises agricoles privées

1. Présentez-nous le nombre de ces entités enregistrées, le nom, le nombre du personnel ou d'adhérents, les conditions à remplir pour la création, les conditions d'adhésion, la modalité de désignation du président et le contenu des activités.

.....
.....
.....
.....

2. Existe-t-il une politique ou des mesures favorables à ces organismes ? Si oui, citez-les.

.....
.....
.....

3. Existe-t-il un système d'entraide au milieu rural ? Si oui, présentez-le-nous.

.....
.....
.....
.....

4. Parmi les organismes cités au V.1. ci-dessus, lesquels ont une expérience de collaboration avec le MAEEEF ou des bailleurs de fonds dans la mise en œuvre d'un projet pilote ou d'une enquête de base ? Présentez-nous le nom et l'adresse des organismes et les coordonnées des responsables (le numéro de téléphone et de FAX, E-mail) ainsi que les domaines de spécialité et les expériences de ces organismes.

.....
.....
.....
.....

マムー州農業牧畜環境水森林省監督事務所 (IRAEEEF)

回答者名 : Mamadou Koleute Camara

回答者役職 : マムー州農業監督官

I. 統計データ

人口 : 計 611,832 人、117,845 世帯

宗教 : ムスリムとキリスト教

民族 : プル、マリンケ、スス、ディアロンケ、ランバン、キシ、トマ、ゲルゼ、マノ、
レバノン-シリア系

面積 : 州総面積 15,900km²

整備可能な農業面積 (平野及びバフォン) 19,000ha (437 農場分)

整備済み農業面積 (平野及びバフォン) 1,100ha (89 農場分)

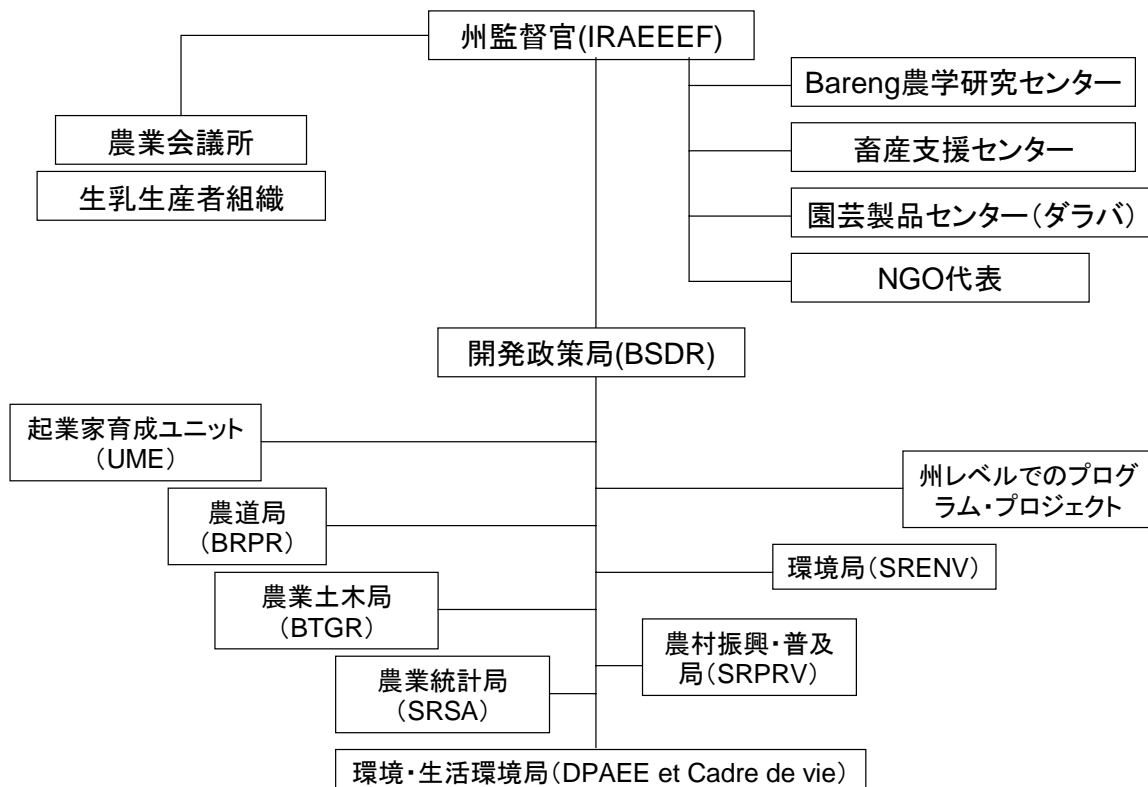
作付面積 (丘陵面、バフォン、平野) 78,928ha

農産物生産 : マニオク、コメ、トウモロコシ、フォニオ、タロイモ等栽培

II. 農業行政制度・政策

1. 農業行政

①各機関の指揮系統



②人員配置

	A	B	C	契約職員	計
責任者	3	-	-	-	3
BSDR	1	-	-	-	1
SNSA	2	-	-	-	2
SRPRV	9	1	1	-	11
SRENV	1	-	-	-	1
SNAPE	1	1	-	-	2
BTGR	9	3	-	-	12
BRPR	11	2	-	-	13
UME	10	3	1	-	14
Bareng 農学研究センター	19	2	1	-	22
DPAEE マムー	86	75	49	1	211
DPAEE ダラバ	48	33	14	-	95
DPAEE ピタ	111	53	37	-	201

※州責任者3名の内、1名は、計画・農業資材担当者（DNA）

2. 農業・農村開発政策

①州の農業政策の概要

政策としては、LPDA、LPDA2、LPDE 及び「国家農業開発プラン・ビジョン 2015」がある。これらの文書は関係局にて入手可能である。

実施されているのは、以下の戦略的ポイントである。

- ・第一ポイント：食料の国家主権を振興するため、食糧作物、畜産物、森林産物の多様化と増強を図り、食料の安全保障を強化する。
- ・第二ポイント：貧困削減を目指し、市場アクセスの改善、経済的好機の振興によって農業所得を増強する。
- ・第三ポイント：投資振興のための分野横断的支援策を開発する。

②出稼ぎの状況

村民は収入を得るため、村を出て出稼ぎに行くことを余儀無くされている。出稼ぎは年間の一定の期間で、出稼ぎするのは若者と女性が多い。

③特にジェンダーが配慮された政策

男女を差別する法律は無い。

④特に貧困農民に対する政策があれば挙げて下さい。

貧困農民救済措置は無い。

Ⅲ. 農業普及について

1. 現場で農業普及に携わる職員の数、活動内容・普及手法、専門分野、資格

・マムー県	36人
・ダラバ県	25人
・ピタ県	40人
合計	101人

普及員は、全て農業教育を受けている。普及員の持つ資格は、「農業エンジニア」、「農業技術管理者（CTA）」、「農業技術アシスタント（ATA）」である。専門分野は不明。

普及の内容：

- ・啓蒙、情報、トレーニング（コンタクト・グループに対するトレーニング）
- ・現状診断
- ・実証圃場の設置によるデモンストレーション活動、農民による実験ユニット（UEP）、生産テスト区画、知見交換視察
- ・農業者組織化支援
- ・研究機関により開発された技術の農村における農民への移転
- ・普及活動の結果のモニタリング及び評価

普及の方法：農民参加型

2. 彼等の担当する地域の広さ、農民数

普及員 1 人当たりの受け持ち範囲：普及員 1 人が 2 地区（District）を受け持ち、300～500 世帯を指導する

3. 彼等の内部研修制度は何ですか。

実地活動を通じてのトレーニングを行う

- ・「農業監督員」、「ベース普及員」は、月間 2 回
- ・専門技術員（TS）、農業活動チーフ（COA）は、月 1 回
- ・その他の特別なトレーニング（レベルアップ、能力増強、その他特殊なテーマごと）トレーニング内容は、検出された問題毎に決定される。

4. 農業普及における農民組織、ドナー、NGO、民間セクターとの連携

- ・NGO—SG2000／ギニア：農業資材の配布、ポストハーベスト技術、農産物加工、改良種子導入（ネリカ米、GPM トウモロコシ）
- ・農業者組織
 - 州農業会議所＝日本の 2KR
 - フタ農業者連盟＝フランスの協力
 - スンバラコの農業者組合（UNION）＝フランス援助開発庁
 - ドゥネのサツマイモ生産者組合（UNION）＝フランス援助開発庁

5. 普及活動における課題

- 普及担当者のトレーニング不足
- トレーニング教材の不足
- 移動手段、コンピュータ機材の不足
- 過疎地帯にある農村へのアクセス
- 農民の文盲
- 農業生産者の活動が多岐にわたること

6. 農業普及における州・県の地方行政の役割

- 農業普及に行政的・法的権威を持つ
- 農業普及活動の調整役
- 選出議員を通じての農業者に対する啓蒙
- 現場で活動する関係者の間にシナジーを創り出す
- 関係者に対する支援、アドバイス
- 普及活動のモニタリング・評価
- 普及活動結果、データの収集と蓄積

IV. 試験・研究機関

バラン研究センター資料を参照のこと

V. 金融・信用事業

1. ギニア農村金庫

- ・ 州レベル＝州支局責任者：州支局代表 1人、州支局代表補佐 1人
- ・ 県レベル＝10金庫（支店、窓口）：1金庫につき金庫管理員1人、融資員1人が基本。
事業が多い金庫には、より多くの職員が配置される。
- ・ 事業内容：以下の2種類。
 - a) 融資サービス
 - ・ 農村連帯金融
 - ・ 農業金融
 - ・ 商業金融
 - ・ 中期金融
 - ・ 乾季金融
 - ・ 公務員向け金融
 - b) 貯蓄サービス
 - ・ 定期預金
 - ・ 普通預金
 - ・ 貯蓄プラン、金庫貸与
- ・ 貸し付け条件：
 - 3～5人の連帯的なグループで借りること
 - 連帯と信頼
 - 集団的保証責任
- ・ 金利
 - 短期 月間4%、逡減
 - 中期 月間3.5%、逡減

2. プライド/ギニア
小型商店、商人を対象に融資を行う。
3. その他、農民がマイクロファイナンスを受けられる組織：OICIによって導入された村落金融銀行、女性の自立的振興支援基金（FAAF）、国際移民労働公社（OIM）の事業所が2つ在る。

VI. 灌漑施設整備

1. 水資源開発を担当する機関は、州レベルでは農業土木技術室（BTGR）、州水利監督局（SNAPE）である。
2. 農村地域の灌漑水問題の解決措置は、以下の通りである。
 - a. 農業者グループに対する、行政技術担当部局及びNGOによる情報、啓蒙、支援、指導
 - b. 農場整備を行う農業者に対する、国による資金的支援
 - c. 「水利農業整備」コンポーネントを含む総合プロジェクト実施を通じた、政府・ドナーのパートナーシップによる取組み
3. 灌漑システムの設置
 - a. 小規模灌漑開発政策及び戦略
 - ・ 定義：小規模灌漑農生産システムは、1) 水管理、水利用技術、2) 受益者自身の要望と投入に基づいた農地の活用方法、資金、生産作物分野、流通の2点を農家がマスターすれば、家族経営または個人経営の農家自身によって、技術的・規模的に真似できる農業水利整備を指す。
 - ・ 内容：対象面積が0～100haの間を小規模灌漑のカテゴリーとする。マム一州において10年間で、灌漑可能面積（4,750ha）の25%に小規模灌漑システムを設置すること及び以下の目標が設定されている。
 - b. すでに整備されているシステムの改良、改修＝年間 200 ha
 - c. 新規整備＝年間 365ha
4. 提言
 - ・ 引水路、配水路の表面をコンクリートで覆う
 - ・ 適切な揚水システムの設置
 - ・ 個人的灌漑の開発と振興
 - ・ 多機能性の貯水池や、「コリネール」の設置振興
 - ・ 貯水池、整備地の傾斜面部分を侵食から保護し植林する
 - ・ 行政技官、民間セクター、生産者の継続教育
 - ・ 予算について：小規模灌漑整備に係る平均的コスト（情報、啓蒙・啓蒙、現状診断、フィジビリティスタディ、整備作業、監督、指導、受益者の参加・トレーニング）は、色々な場合があるが、目安として：
 - ※放水路閘と水路のコンクリート舗装＝2,200 万 FG/ha
 - ※貯水池、「コリネール」、水路のコンクリート舗装、農道（農道のタイプによってコス

トに開きが出る)を伴う整備の場合、4,100万～5,700万FG/ha。

※行政技官のトレーニングに係るコスト、環境保護事業、ポストハーベストのインフラは、上述のコストには含まれない。

- ・灌漑システム設置に関わる問題として、以下が挙げられる。
 - 重力システムの場合：貯水池を作らなくてはならない。上流部での耕作可能面積が縮小される。土地に起伏があればあるほど、水路に沿って数多くの仕組みをわざわざ作らなくてはならない。水路がコンクリート舗装されていない場合、浸潤による水の損失が大きい。
 - 揚水システムの場合：適切な揚水システムの欠如。環境的観点からは、むき出しになった斜面の土壌浸食により、整備済みの区画や貯水池に泥や砂が溜まる。人間や家畜のための水へのアクセスポイントの整備がされていない。
- ・灌漑機材の大きさ：我々は、以下の二つを推奨する。
 - a. 個人的、家族的農業経営の場合は小型
 - b. コミュニティレベルで使用されるものは大型
- ・水利用に関する法規

整備済み農業区画管理委員会が存在する。しかし水利用者の所得の低さを考えると、管理委員会の条項の遵守は困難に思われる（事例：ダラバ県ドレンキマニヤ、ピタ県ティンビ・マディナのラフーII）。また、OMVSのメンバー国が採択した水憲章も存在する。
- ・灌漑用水の取水方法：一般的な水源は流水である。流水が属するのは3つの流域で、コンクレ、カバ、セネガルである。水・土地資源の総合管理プログラムによって整備が進められている。
- ・灌漑設備の老朽化：建設工事のタイプによって、使用開始後5年～10年で悪化してくる。従って、定期的な改修が必要である。

VII. ポストハーベスト施設、設備

スンバラコ、ンディンゴ、バディロヤ、ホレ・マムー、ドゥンキマニヤ、ディティン、クカラベ、ガリ、ティンビ・マディナに、倉庫がある。

輸送路：都市中心部、隣国への自動車道路がある。

VIII. 農民組織、NGO、民間企業

	マムー県		ダラバ県		ピタ県	
	数	加入者	数	加入者	数	加入者
畜産者組織	61	2,141	25	-	69	2,214
養蜂組織	3	90	-	-	4	83
森林業者組織	4	145	42	-	13	215
農業組織	187	3072	98	-	518	13,584

- ・農業NGO=無し
- ・国会で可決された、協会活動（グループとアソシエーション）に関する、法L13及びL14が在る。
- ・伝統的互助システムが存在する。集団的（キレ）、相互扶助的（カアチ）、あるいは個人間にも存在する。

Ⅷ. 営農体系

・農家の収入源となる事業

1. 野菜
2. ジャガイモ
3. 果物
4. 手工芸品
5. 畜産物：都市部周辺で家禽類、小型反芻動物
6. 炭

・農家の抱える問題

1. 資金、資材が無い
2. 農業資材の欠如、値段の高さ
3. 農産物加工機械の欠如
4. 作付け行程がマスターできない
5. 整備済み農場が十分に無い
6. 農産物の適切な輸送用梱包材の不足
7. 作物の病害虫
8. 農業機材、農薬、家畜用薬品の不足
9. 農業金融が不十分、金利が高い
10. 農業者自主管理トレーニングの不在
11. 森林破壊

Ⅹ. 他ドナーからの支援（1998年以降）

プロジェクト/プログラム	年	対象地域	ドナー
PA/PDR-Moyenne Guinée	1994-2001	Mamou, Dalaba, Pita	FENU/GG
Fruits et Légumes	2000-en cours	Mamou, Dalaba, Pita	BAD/GG
SG2000	1998-2003	Mamou, Dalaba, Pita	Japon/USA
PAVE-OICI Mamou	1998-2004	Mamou	USAID
PAVE-OICI Pita	2005-en cours	Pita	USAID
OMVS/PGIRE	2007-en cours	Mamou, Dalaba, Pita	BM/GG
PNIR2	2006-en cours	Mamou, Dalaba, Pita	BAD/BID/IDA/GG
PASEL	2006-en cours	Mamou, Dalaba, Pita	UE/GG
PACV	1998-en cours	Mamou, Dalaba, Pita	BM/FENU/UE/GG
PDSD	2006-en cours	Dalaba, Pita	BAD/GG
PAN-LCD/Gui57230	2007-en cours	Mamou, Dalaba, Pita	PNUD/GG

マムー州マムー県農村開発環境局 (DPDRE)

回答者名 : Mamadou DIANE

回答者役職 : 県局長

I. 統計データ

1. 県内の CRD、もしくは村落とその人口数、民族、宗教

計 236,125 名 (1CU、13CRD)

プル族、マレンケ族、スス族、キシ族、ディアロンケ族、ゲルンゼ族、トマ族
 イスラム教、キリスト教

2. 農地面積、うち灌漑面積

	ha
将来的整備可能面積	11,458
整備済み平原	293
整備済みバフォン	200
作付面積 (2002 年農業統計)	29,345

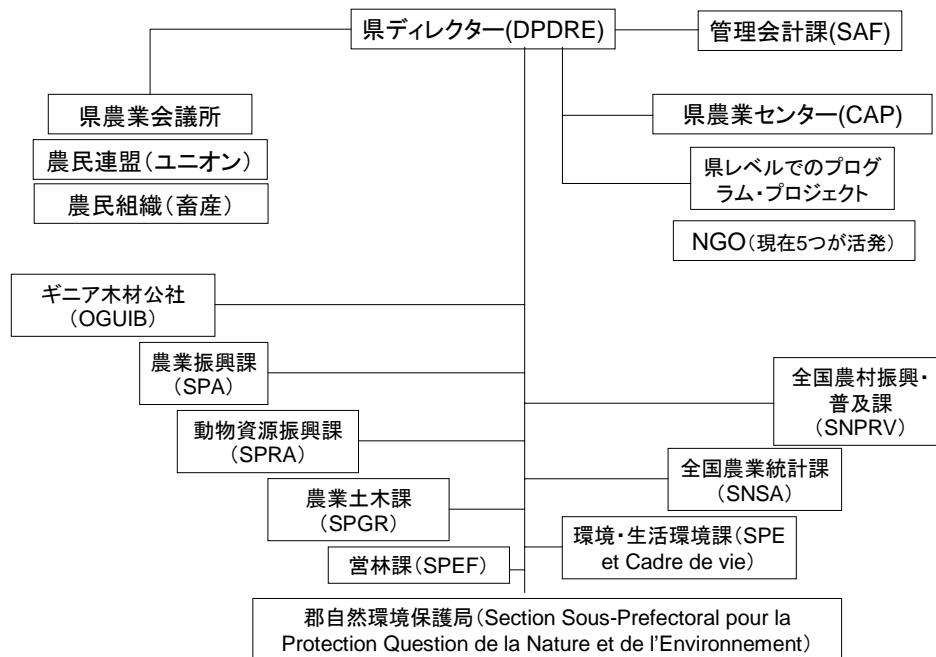
3. 農作物の平均収量と総生産量

キャッサバ、コメ、フォニオ、トウモロコシ、タロイモ等

II. 農業行政制度・政策について

1. 農業行政について

① 農業行政組織図



②農業省職員人事配置数

	A	B	C	契約	計
DPDRE	1	-	1	-	2
OGUIB	4	-	-	-	4
SPA	19	9	7	1	36
SPRA	9	23	4	1	37
SPGR	5	4	-	-	9
SPEF	27	21	29	-	77
SPE	1	1	-	-	2
SNSA	3	-	1	-	4
SNPRV	14	16	7	-	37
CAP	1	-	-	-	1
計	84	74	49	2	209

2. 農業・農村開発政策について

①貴州（県）の農業政策

LPDA1、LPDA2、LPDE、Vision2015、MDG を政策として掲げている。

②出稼ぎ

特に若者の代で、年の内、一定期間出稼ぎが見られる。

③特にジェンダーが配慮された政策

男女を区別する政策は無い。

④特に貧困農民に対する政策

無い。

III. 農業普及について

1. 現場で農業普及に携わる職員の数

現場普及員 37 名（エンジニア、CTA、ATA）

2. 普及活動

啓蒙活動、連絡グループに対する研修、展示圃場（PD）・農民試験ユニット（UEP）・生産テスト区画（PTP）を通じたデモンストレーション、生産者団体支援、技術者による新しい技術、モニタリング・評価

1名の普及員が、平均2つの農業ディストリクト（300～500農家）を担当している。

3. 農業普及における農民組織、ドナー、NGO、民間セクターとの連携

農民組織：KR2 による農業資機材確保に関して農業会議所、フータ農民連盟、スンバラコ農業グループ連合（UGAS）、ドゥネサツマイモ生産者グループ連合

ドナー：AFD、USAID、KR2（日本国）、農業資材に関してSG2000（ギニア）

IV. 試験・研究機関

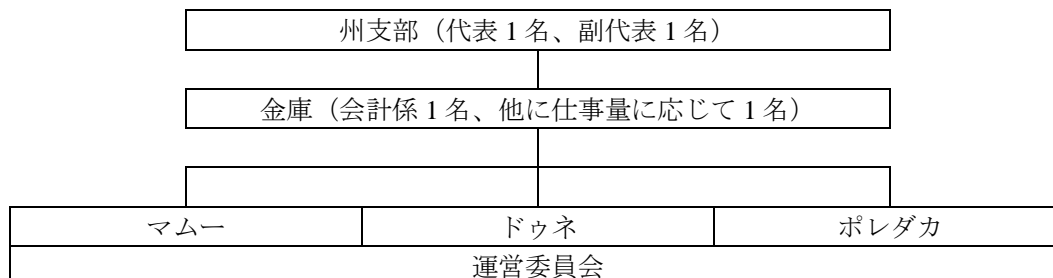
無し

V. 金融・信用事業について

1. 農村金融機関

Credit Rural（民間）

2. その金融機関の体制図



2 種のサービスが提供されている：

- a) 信用事業：都市部連帯信用、農業信用、商業信用、中期信用、端境期の信用、公務員への信用
- b) 貯蓄事業：定期預金、普通預金、金庫サービス
貸し付け条件：3～5 名の連帯グループに貸し出す。月の金利は 4%（短期）、3.5%（中期）で逡減していく

3. 金融機関のほかに、農民がマイクロファイナンスを受けられる組織

Banques Villageoises de Crédit, Fond d'Appui à l'autopromotion féminine (FAF), Office International de la Migration (OIM)

VI. ポストハーベスト施設

保管倉庫が、マムー県にいくつか存在する（Soumbalako、Tokossèrè、Dindo、Badikoya、Horè-Mamou）。

VII. 農民組織、NGO、民間企業

1. 登録団体数

	県	
	団体数	会員数
農業グループ	187	3,072
畜産グループ	61	214
養蜂グループ	3	90
森林グループ	4	145

2. それぞれに対する優遇政策

社会運動（グループ、協会、NGO）に関して、法律（L13、L14）が国会にて採択されている。

3. その他の、農村社会の伝統的相互扶助システム

伝統的相互扶助システム：個人間、相互間（Kati）、集団（Clé）

VIII. 営農体系

1. 農家所得の向上に対する取り組み

収入創出活動：野菜栽培、果樹栽培、ジャガイモ栽培、都市近郊での畜産、手工芸、木炭材生産

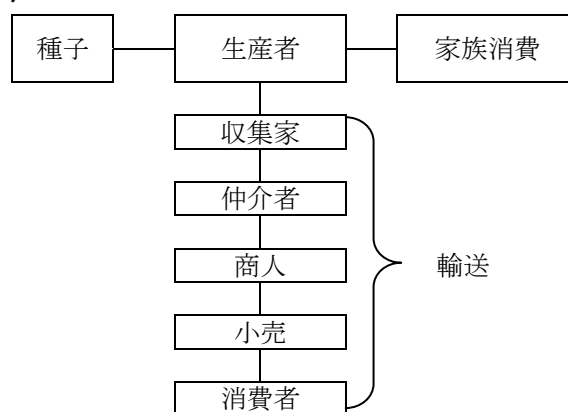
IX. 農作物流通

1. 農業活動概要

検査済み屠畜数：ウシ（4,434頭）、ヒツジ（11頭）、ヤギ（51頭）

野菜生産：トマト、トウガラシ、落花生、ジャガイモ、ナス

2. 農作物流通の仕組み



3. 作物毎の、販売量・平均金額

	出荷量	平均価格/kg	軒先価格/kg
コメ	40%	3,000	2,000
フォニオ	30%	3,500	1,500
トウモロコシ	70%	3,000	1,750
サツマイモ	90%	1,800	1,000
タロ	90%	2,000	1,500
ジャガイモ	95%	4,000	2,500
落花生	60%	3,000	2,000
マニオク	60%	2,500	1,500
トマト	95%	3,000	1,500
トウガラシ	97%	9,000	6,000
ナス	97%	2,500	1,000
タマネギ	97%		6,000

X. 他ドナーからの支援について

プロジェクト	場所	ドナー	期間
PA/PDR-Moyenne Guinée	Porédaka(Mamou)	FENU/PNUD	
Fruits et Légumes	Mamou	BAD/GG	2000
SG2000/Guinée	Mamou	JAPAN/USA	1998-2003
PAVE/OICI	Tolo, Boulivél, Porédaka, Konkouré, Soyah (Mamou)	USAID	
PGIRE	Mamou	BM-GG	2007-en cours
PNIR 2	Mamou	BAD/IDA/GG	2006-en cours
PASEL		UE/GG	2006-en cours
PACV		FENU/GG	1998-en cours

マムー州ダラバ県農村開発環境局 (DPDRE)

回答者名 : Dr. Faman Condé

回答者役職 : 県農村開発環境局長

I. 統計データ

1. ダラバ県には 9 の農村共同体 (CRD) と、ダラバ・サントル都市共同体 (CU) がある。

ダラバ県の人口と世帯数 RGPM 1996

No.	CRD/CU	世帯数	男性人口	女性人口	人口合計
1	都市共同体	3,812	9,780	10,911	20,691
2	ボディエ	1,760	4,306	5,361	9,657
3	ディティン	3,286	7,173	8,935	16,108
4	クアラ	1,524	3,637	3,890	7,527
5	カンカラベ	3,049	7,442	9,043	16,485
6	ケバリ	2,446	6,035	7,270	13,305
7	コバ	2,521	6,313	6,976	13,289
8	マファナ	1,626	3,951	4,650	8,601
9	メルティ	3,648	7,550	10,095	17,645
10	モンベヤ	2,540	6,189	7,450	13,639
	合計	26,212	62,376	74,571	136,947

世帯収入は非常に低く、主要な宗教はイスラム教、主な民族はプル族である。

2. 農用地面積は 2,663ha と推計され、この内、62ha に灌漑整備が行われている (スンケマヤとボトボフェル)。

3. 2007 年食糧作物生産の状況

作物	作付面積 (ha)	生産量 (t)	価格 (FG/kg)
コメ	5,239.76	9,012.38	2,000
フォニオ	5,908.70	6,381.40	—
トウモロコシ	6,401.42	11,202.50	2,000
落花生	1,639.15	1,475.23	1,500
キャッサバ	1,477.75	10,344.50	—
ジャガイモ	581.00	7,204.40	2,500

II. 農業行政・政策

1. 農業行政

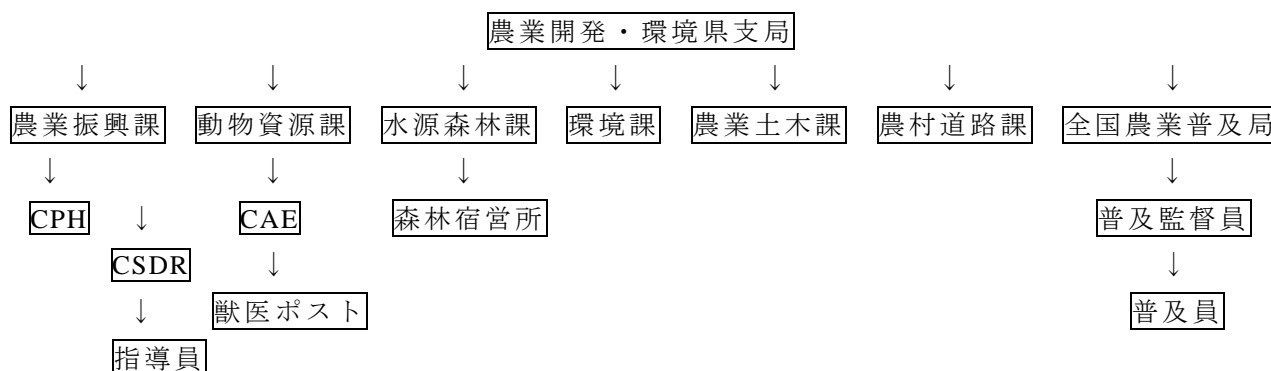
農業開発・環境県支局 (DPDRE) が、県下の農業・農村開発、水資源、環境に関する管轄組織である。県支局には 6 つの課、1 つの県農業センター (CAP)、園芸振興センター (CPH)、ディティンの畜産支援センター (CAE)、農業普及局、

農業統計局が含まれる。

6つの課は以下のとおりである。

- ・農業振興課（SPA）
- ・動物資源課（SPRA）
- ・水源森林課（SEF）
- ・環境課（SE）
- ・農業土木課（SGR）
- ・農村道路課（SRR）

指揮系統図



県支局職員配置状況：県支局長 1 人、課長等 9 人、担当職員 19 人、農村担当チーフ 9 人、農業ゾーン監督員 5 人、獣医ポスト長 10 人、森林宿営所長 10 人、普及員 23 人、アシスタント 8 人、係員 9 人、合計 94 人

2. 農業・農村開発政策

① 現在適用されている主な政策

我が県で実施中の農村開発政策は、NLPDA（新農業政策文書）に基づいて、全ての事業を展開するというものである。

② ①の内、現地に適用している政策

NLPDA（新農業政策文書）に沿って、農村部の問題解決のための措置は、貧困削減戦略ペーパーに挙げられている。

③ 出稼ぎについて

村人は金銭を稼ぐために、村を離れて国内外へ出稼ぎに行く。

④ 特にジェンダーに配慮された政策

農村部の女性の担う多大な役割を考慮し、農村部における事業への参画は、全て男女の別無く女性にも開いている。

III. 農業普及

1. 現場で農業普及に携わる職員の数、活動内容・普及手法、専門分野、資格

農業普及担当者は 28 人で、資格は農学エンジニア、農業監督員、農業技術アシスタントである。トレーニング及び普及のメソッドは、農業現場に適応したトレ

ーニングと現地視察である。新技術の移転、農民の組織化支援、実証圃場、女性の社会同化メカニズム強化等を行っている。

2. 担当する地域の広さ、農民数

普及事業は、9の農村共同体（CRD）と1つの都市共同体（CU）をカバーし（77地区（district）の内、36地区）、各ベース普及員は1人当たり平均452人の農業者を担当している。

3. 内部研修制度

ベース普及員のトレーニングは、農業ゾーンを担当する2人の専門技術員（techniciens specialises）によって行われる。トレーニングの内容は、農場での問題に応じて決められ、農業経営、新技術・品種の導入等がある。

4. 農業普及において、農民組織、ドナー、NGO、民間セクターとの連携

フータ・ジャロン農民連盟とともに、我々はタマネギとジャガイモの品種テストを行った。我々はまた、農村共同体（CRD）の現状診断、PDL（地域開発プラン）の作成にPAC4とともに参画した。苗床担当者に対する技術指導、実証、農地区画の価値を高めるための技術指導も行っている。

5. 普及活動における課題

経常予算、移動手段、人材の不足、農民の貧困

6. 農業普及における州・県の地方行政の役割

州、県ともそれぞれのレベルで、農業普及州支局、県支局にあたる組織が普及事業を担当している。

IV. 試験・研究機関

我が県には農学研究所は存在しない。

V. 金融・信用事業

1. 農村金融機関

ギニア農村金庫（CRG）及び貯蓄・金融・教育開発支援養成センター（CAFODEC, Centre d'Appui et de Formation au Developpement de l'Epargne Credit et a l'Education Civique）

2. 金融機関の体制

CAFODEC という、マイクロファイナンスを行う NGO がある。

- ・総局：担当者2人、1人がプラトー、もう1人がウンデに配置されている
- ・州支局
- ・県事務所：融資事業を行う市民団体の設置、ASFメンバーによる寄付

3. 金融機関の他に農民がマイクロファイナンスを受けられる組織

ほかにも農民向けマイクロクレジットを行っている組織が複数ある。また、フータ・ジャロン農民連盟は、クレジットで農業資材を提供している。

VI. 灌漑施設整備

1. 上位計画

「国家整備プラン」に関しては、全国農業土木局（DNGR）にお問い合わせ下さい。県内の灌漑整備された農地区画としては、スンケマヤに土で作られた設備で灌漑整備された農場 30ha があり、農場から 7km のドカルに 32ha が整備されている。

2. 灌漑施設整備の課題

流水・水量が不十分、不安定であること、灌漑設備設置に高いコストがかかること

3. 水利組合

上述の 2 カ所の灌漑整備済み農場には、それぞれ管理委員会が設置され、水利用に関する内部規則の遵守、灌漑水路メンテナンスに必要な資金形成のための負担金徴収、農民グループ間の関係強化を担当している。

VI. ポストハーベスト

ポストハーベスト設備は、作物倉庫が、スンケマヤ、ディティン（ボトボフェルとドカル）、都市共同体、モンベヤ（モンベヤ・サントルとガリ）、ケバリ・サントル、ボディエ（パロエリとボディエ・サントル）に在る。整備場・プラットフォームはディティンとドウ・ボディエにある。ディティンには小型農機具、乾燥場等もある。

VII. 農民組織、NGO、民間企業

1. 概要

県内合計で男性 2,667 人、女性 1,869 人の農民が組織に加入している。

組織の内訳は、野菜栽培グループ 109、穀物銀行グループ 11、農園主グループ 16、養蜂グループ 2、農作物販売グループ 19、グループ連合 4、連盟 2 である。

「市民団体・NGO の制度的位置付けを規定する 2005 年 7 月 6 日付け法 L2005/013」にこれら組織に関する措置が述べられている。

2. 優遇政策

「ギニア共和国における市民団体・NGO の制度的位置付けを規定する、2005 年 7 月 6 日付け法 L2005/013」及び「グループ (groupement) の制度的位置付けを規定する 2005 年 7 月 6 日付け法 L2005/014」に述べられている。

3. その他農村社会の伝統的相互扶助システム

キレ (KILE)、カアチ (KAATI) が、伝統的な相互扶助システムである。

VIII. 営農体系

1. 概要

農用地としては家庭菜園 (Tapade)、畑、平野、バフォンがある。

- ・家庭菜園は家屋に隣接し、トウモロコシ、キャッサバ、タロイモ、サツマイモ等が栽培される。
- ・焼畑で畑を作り、粗放的にコメ、フォニオ、落花生、キャッサバ、ミレット、ソルガムを作付けする。家庭菜園とは違って、男性が農務を担う。
- ・平野とバフォン：粗放的に播種を行い、キャッサバ、コメ、フォニオ、ジャガイモ等を男女で栽培する。

2. 農家所得の向上に対する取り組み

野菜作り、ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ、畜産、手工業、染色等。

問題は、灌漑設備の整備された農場の不足、農業資材・農具の不足、資金借入の難しさ、金利の高さ、農産物を生産地から都市部に流通させる難しさ等がある。

マムー州ピタ県農村開発環境局 (DPDRE)

回答者名 : スーマ・ママドゥ

回答者役職 : DPDRE 支局長

2008年2月14日

I. ピタ県基本統計データ

1. ピタ県内 CRD (農村共同体) と統計データ

No.	CRD 名	男性人口	女性人口	男女人口
1	サントリ	3,667	4,822	8,489
2	ブルワル・タペ	4,328	5,838	10,166
3	バンティニエル	6,139	8,624	14,763
4	ティンビ・トゥニ	8,020	11,493	19,513
5	マシ	8,021	10,979	19,000
6	レイ・ミロ	8,349	9,183	17,532
7	ゴンゴレ	9,139	11,790	20,929
8	都市共同体	9,188	10,235	19,423
9	ドンゴル・トゥマ	9,670	12,798	22,468
10	サンガレア	11,683	13,494	25,177
11	ナンニェランデ	12,404	13,671	26,075
12	ティンビ・マディナ	16,226	20,525	36,751
	合計	106,834	133,452	240,286

- ・ 県内世帯数 : 43,550 世帯
- ・ 所得 : 「ギ」国の国民所得は貧困閾値以下である
- ・ 宗教 : イスラムが支配的。カトリック、プロテスタント教徒も若干いる。
- ・ 民族 : プル族が支配的。サンガカリにはスス族、マランケ族もいる。バンチニエルやサンタリではマランケ族が多い
- ・ 都市共同体には全ての民族が見られる

2. 県内総農地面積 : 144,000ha

食糧作物用農地 : バフオン : 355.75ha

平野 : 240.00ha

灌漑整備済み面積 : 173.40ha

ピタ県における農地の灌漑整備状況

郡名	No.	農場名	整備面積	オペレーター	着工年	現 状 (※)
ブルワル・タペ Brouwal Tappe	1	ウォウリ	0.9ha	マムーBTGR	1993	整備中
	2	レイ・グレネ	2ha	マムーBTGR	1993	整備中
	3	レイ・ボンボリ	1ha	マムーBTGR	1993	整備中
ティンビ・トゥニ Timbi Tounni	4	ディウンガシ	2ha	マムーBTGR	1994	農場経営
	5	ティオイレ	1ha	マムーBTGR	1994	農場経営
	6	ティウティ	2ha	マムーBTGR	1993	整備中
	7	サメ	9ha	PDA	1994	整備中
	8	レイ・ティオイレ	0.5ha	マムーBTGR	1996	農場経営
	9	ウォウリ マルシェ	1ha	マムーBTGR	1996	農場経営

ティンビ・マディナ Timbi Madina	10	ラフ	25ha	PDA	1988	農場経営
	11	ラフ・レイ	7ha	マムーBTGR	1993	農場経営
	12	ラフ	8ha	PDA	1994	農場経営
	13	バミクレ	2ha	PDA	1994	農場経営
	14	レイ・トラン	4ha	PDA	1994	整備中
	15	ディウンゴレ	34ha	GVC	1994	農場経営
ナンゲランデ Ninguelande	16	パラ	3ha	PDA	1993	農場経営
	17	ホレ・シゴン	10ha	マムーBTGR	1994	整備中
	18	レイ・セボリ	30ha	マムーBTGR	1995	休耕
バンティニエル Bantigne I	19	ガガル	1.5ha	マムーBTGR	1993	農場経営
	20	バンティニエル・サントル	1ha	FAO	1990	休耕
マシ Maci	21	シラティ	0.5ha	マムーBTGR	1994	農場経営
	22	フェロ・ウエンドウ	1ha	マムーBTGR	1994	農場経営
サンタリー Sintaly	23	オランダ・ティアレ	25ha	SNAPE	1988	農場経営
	24	ペテル	2ha	マムーBTGR	1996	整備中

備考：BTGR（州農業土木技術室）が整備しているパフォンに関しては、SPGR（県農業土木課）も同時にフォローしているが、ペテルとレイ・セボリについては SPGR（県農業土木課）のみが介入している。（※）訳注：いつのデータか不明

3. 県内農産物販売量と価格

No.	作物	販売量 (kg)	販売金額 (FG)	kg 当たり平均価格 (FG)
1	ジャガイモ	231,600	444,040,000	1,900
2	トウモロコシ粒	10,537	31,611,000	3,000
3	落花生	30,000	112,500,000	3,750
4	ネレの実の種子	18,300	41,175,000	2,250
5	サツマイモ	48,000	37,333,350	777
6	乾燥キャッサバ	19,000	38,000,000	2,000
7	トウガラシ	7,200	180,000,000	25,000

備考：農産物流通公社（ACA）による調査

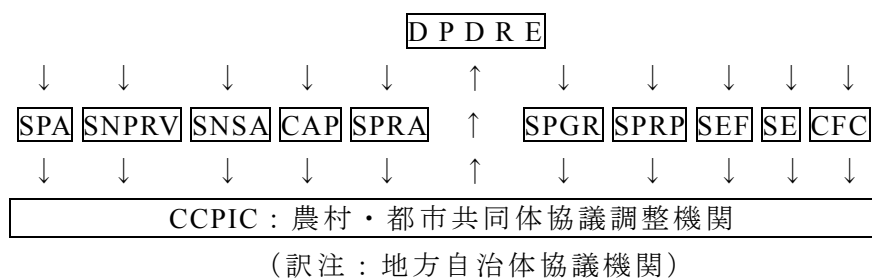
II. 農業行政制度・政策

1. 県の農業行政

① 農業開発、畜産、農村開発、水源開発、土壌保全に関する権限を持つ部署

組織	権限分野
・ 農業振興課（SPA） ・ 全国農村振興・普及局（SNPRV） ・ 全国農業統計局（SNSA） ・ 県農業センター（CAP）	農業開発、野菜、穀類、果樹栽培
・ 動物資源振興課（SPRA）	畜産、内水面養殖、養蜂の振興
・ 農村開発環境県支局（DPDRE）	農村開発
・ 県農業土木課（SPGR）	水資源開発
・ 水源森林課（SEF）	土壌保全
・ 環境課（SE）	土壌保全
・ 共同体林振興センター（CFC）	土壌保全

②指揮系統



関連組織の名称

- ・ SPA：農業振興課
- ・ SNPRV：全国農村振興・普及局
- ・ SNSA：全国農業統計局
- ・ CAP：県農業センター
- ・ SPRA：県動物資源振興課
- ・ SPGR：県農業土木課
- ・ SPRR：農村道路課
- ・ SEF：水源森林課
- ・ SE：環境課
- ・ CPFC：共同体林振興センター

③人員配置状況

No.	部署名	エンジニア	技術監督員	アシスタント	計
1	農村開発環境県支局	1	0	0	1
2	農業振興課	10	4	2	16
3	県農業センター	1	0	0	1
4	動物資源振興課	11	7	6	24
5	水源森林課	13	9	12	34
6	SPECV	1	0	0	1
7	県農業土木課	15	3	0	18
8	バラン農学研究所	21	2	2	25
9	全国農村振興・普及局	13	17	14	44
10	全国農業統計局	2	2	1	5
11	ギニア木材公社	1	0	0	1
12	共同体林振興センター	9	1	0	10
	合計	98	45	37	180

2. 農業・農村開発政策

①農業政策の概要

我が県内で実施中の農業・農村開発政策は、NLPDA（新農業開発政策文書）である。

②同政策を通じて、農村部のどのような課題に取り組んでいるか

NLPDA（新農業開発政策文書）に従った措置の実施により、かつ参加型アプローチ、パートナーシップによって、農村部の抱える問題の解決に取り組む。

③出稼ぎの状況

ティンビ・マディナには外部からの移民労働者が多い。これ以外の農村共同体では、村人がティンビ・マディナ、ピタ、コナクリ、ラベ等の大都市や、国外（セネガル国、コートジボワール国、ヨーロッパ、米国）へ仕事を求めて流出している。

④特にジェンダーに配慮された政策

「ジェンダーと開発」(GED) アプローチ、「ジェンダーと公平」(GEE) アプローチの実施

⑤特に貧困農民に対する政策

農村金庫、ワーク・フォア・フード (OIC)

Ⅲ. 農業普及

①農村で活動する普及担当者数：32人

普及員の活動内容：トレーニング、技術支援

普及メソッド：トレーニングビジット

普及員の専門分野：農業開発

普及員の資格：農業エンジニア、農業技術監督員 (CTA)、農業技術アシスタント (ATA)

②普及員の介入ゾーン：農業地区 (district agricole)

普及員1人当たりの担当する農業者数：自転車で移動する普及員の場合：250人
：小型バイクの場合：480人
：バイクの場合：600～650人

③普及員に対する継続教育は、月間2回または2週間に1回の割合で行われる。内容は普及テクニックの向上である。

④農民組織やNGO、ドナーとの農業普及に関する協力関係としては、ティンビ・マディナにあるフータ・ジャロン農民連盟の例、女性養鶏グループFOGUIRED-SPRA連帯(NGO)の協力関係が挙げられる。

⑤農業普及における問題は、普及員のトレーニング不足、予算不足、移動手段の不足、新技術導入にあたっての農民側の躊躇等である。

⑥農業普及に果たす県の役割は、活動の調整、監督、モニタリング、評価である。

Ⅳ. 試験・研究機関

バランの農学研究センター(CRA)が、ティンビ・マディナに在る(センターに関する資料参照)。

Ⅴ. 金融・信用事業

1. 農村金融機関

県内で農業者や村人に融資を行っている金融機関には、ギニア農村金庫(CRG)、プライドがある。

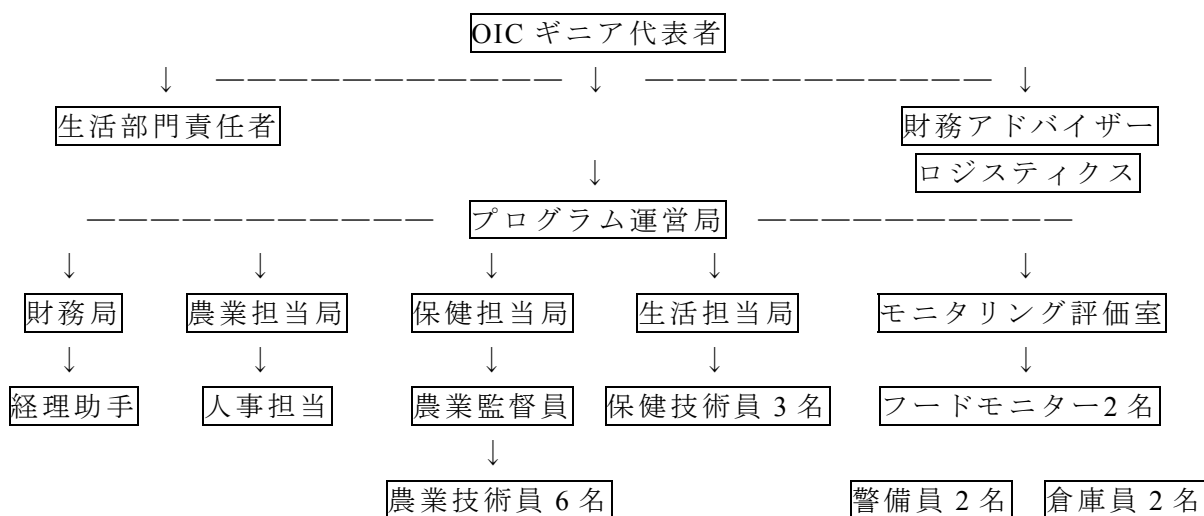
2. プライド・フィナンس紹介

- ① プライド・フィナンスは、名称の「プライド Pride」が Programme Intégré pour le développement de l'entreprise（企業振興のための総合プログラム）を意味する、マイクロクレジット機関である。
- ② プライド・フィナンスのピタ支店は 1995 年 9 月 28 日に創設された。「ギ」国内のほとんど各県に拠点を持ち、プライド・フィナンスネットワークの一部を成す。
- ③ 組織の目的は、地域住民の社会経済的発展及び貧困削減への寄与である。これを目指して、「ギ」国経済のインフォーマルセクターに対する金融事業及び非金融事業（企業家精神、マネージメント、マーケティング、経理、リスク管理に関するトレーニング）を展開する。
- ④ プライド・フィナンスのピタ県支部の組織は、以下のとおりである。
 - a) ピタ県支部長が責任者として県内の金融事業及び管理業務の調整役を担う
 - b) 債務者からの返済金を徴収し、銀行に振り込む会計担当が 1 人
 - c) 個人的融資を担当する「PMT 担当員」が 1 人
 - d) 対グループ融資を担当する「マイクロ担当員」が 1 人その他 庭師 1 人、警備員 1 人
- ⑤ 貸付タイプ、条件
融資を受けるための資格要件としては、ギニア人であること、ピタ・サントルに居住していること、市民権を持っていること、所得を生み出す活動をしていること、道徳心があること、他の組織・機関に債務が無いこと、「ギ」国の法律が認める職業・事業に携っていることである。
貸付のタイプとしては、以下の 2 つがある。
 - ・中期貸付（PMT）：金額 80 万 GF～500 万 GF の貸付。条件によって最高 3,000 万 GF までの貸付が可能
 - ・グループ貸付：3 人～5 人によって構成されるグループに対する貸し付け。各グループメンバーは 10 万 GF～70 万 GF の融資が受けられる
- ⑥ 貸付金利
実施金利は貸付期間を通して一定の 3.5% である。返済回数は 6 回、12 回、24 回がある。
- ⑦ プライドフィナンスピタ支店の顧客数は、2007 年 12 月 31 日時点で 399 人である。この内 90% が、農産物の商いに携っている。全顧客の 75% が女性である。顧客は皆、非常にサービスに満足している。
- ⑧ 貸付金額は総額 246,940,550GF

3. その他の農業者融資を行う組織

- ・フータ・ジャロン農民連盟（FPFD）
- ・女性支援ファンド（FAF）
- ・OIC インターナショナル・ギニア：Opportunities Industrializations Centers International-Guinea

OIC インターナショナル・ギニア 組織図



VI. 灌漑設備

1. 上位計画

灌漑設備設置に関する国家計画、予算、設備配置図については、いかなる資料もマムー州農業土木技術室（BTGR）には無い。

- ・ 県内には、24 の農地区画に灌漑施設が整備されている。
- ・ 県内の灌漑済み農地面積は、137.4ha である。

2. 灌漑整備設置に纏わる問題

- ・ 農地問題
- ・ 家畜が彷徨する
- ・ 資金・技術不足
- ・ 整備済み農場に設置された水管理委員会メンバーの養成不足
- ・ 水管理委員会の不在
- ・ バフォンの面積が小規模なため、我々は小規模灌漑設備が適切だと考える

3. 水利組合

整備済み農場に水管理委員会が設置されていないため、灌漑用水利用に関する規則は皆無である。

4. 取水方法

灌漑用水の水源は多くの場合、地表を流れる流水である。

5. 老朽化の程度

灌漑設備は非常に老朽化が進んでいる上、適切な保全措置は取られず、メンテナンスはほとんど行われていない。

VII. ポストハーベスト設備の状況

- ・乾燥場は無い
- ・倉庫はいくつかの農民グループについては設置されている
- ・農作物運送のための道路は状態が非常に悪いが、部分的にはメンテナンスのための CVEP（農村道路保全村落委員会、Comite Villageois d'Entretien de Piste）が設置されている

VIII. 農民組織

1. a) ピタ県内農業者グループ

No.	グループ名	特徴	女性 メンバー数	男性 メンバー数	メンバー数
1	ディウンゴル	女性グループ	130	0	130
2	ラミウエル・ イエランダ	男女混合	45	7	52
3	ディウンゴル畜産	男女混合	9	22	31
4	トコセレ畜産	男女混合	8	14	22
5	ドコレ	女性グループ	28	1	29
6	イーアレ	女性グループ	21	3	24
7	フーフー	女性グループ	32	3	35
8	ティウティ	男女混合	41	6	47
9	フーティ・フィイリ	女性グループ	23	2	25
10	アラワリ	男女混合	20	6	26
11	アルディ・フォティ	男女混合	44	6	50
12	ディラム・カイラン	女性グループ	37	1	38
13	ティウコン染色	女性グループ	23	1	24
14	ラキ染色	女性グループ	40	0	40
15	ラキ・トゥニ	女性グループ	35	0	35
16	刺繍・縫製	女性グループ	19	0	19
17	フーティ・フーリー	男女混合	31	9	40
18	せっけん作り	女性グループ	32	1	33
19	製靴・靴修理	男女混合	28	32	60
20	コンコドゥグー染色	男女混合	29	6	35
21	バンタンイ	男女混合	29	5	34
22	ディオングシ染色	男女混合	59	1	60
23	ニヤンパ	男女混合	26	7	33
24	マビリー	男女混合	21	7	28
25	ユグドゥ	男女混合	55	11	66
26	ハフィア	女性グループ	80	4	84
27	ンジアレダンウォル	女性グループ	65	0	65
28	カリファ	女性グループ	90	0	91
29	ウストヤ	女性グループ	25	0	29
30	GMせっけん作り	女性グループ	33	0	33
31	ナファヤ畜産	女性グループ	39	0	39
32	ポルガル	女性グループ	40	0	40
33	ハフィア・ブイ	女性グループ	60	0	60
34	ハルディ・フォティ	女性グループ	50	0	50
35	ベンドゥグー	女性グループ	50	0	50
36	ウオウリウォル	女性グループ	40	0	40
37	パムホー	女性グループ	26	0	26
38	サレ	男女混合	13	28	41
39	ドゥー・ミシデ	男性グループ	0	25	25
40	ソオモー	男女混合	8	7	15

41	ドゥー・ウリー	男女混合	18	3	21
42	ンドロガウイ	男女混合	41	14	55
43	キニヤ	男女混合	31	21	52
	合計		1,606	268	1,874

b) ピタ県内畜産者グループ

No.	グループ名	創設	男性数	女性数	SAB 教育 ※	AE 教育 ※	識字 教育	インフラ
1	フラソ養鶏	96/03/14	7	0				
2	ナファヤペロエ	00/08/07	28	17				
3	ダールサラム	00/08/03	30	25				
4	Dr. ムスタファ	00/08/03	19	14	03年 33人	03年 3人		
5	ラーバハル・ マウデ	00/08/03	28	15	03年 18人	03年 2人		
6	エル・ アブドゥラヤ・ メリック	00/08/07	28	22				
7	ドンゲル	00/08/07	22	8				
8	コレ	00/08/10	12	15	03年 32人			
9	アフィア・ ブルアル・ラヘジ	02/08/10	25	15				
10	ジャルバンデ	99/08/17	40	14	02年 40人	03年 2人		02年 牧場
11	ボンボリ・ サントル	00/08/13	44	10	02年 40人			
12	フーレ・ニエレ	00/08/14	42	8	02年 50人	03年 1人		
13	ガドハ・ ブンドゥオル	00/09/15	30	21	02年 41人			
14	レイ・ニエレ	01/01/07	23	27				
15	ナファヤ	96/03/14	0	39	97年 30人	97年 4人	98年 35人	02年 牛乳 工場、牧場
16	ブーンドゥ・ コルセ	98/04/15	14	18	98年 18人	03年 2人		02年 牧場
17	ブハントル	00/11/06	10	8				
18	アウディヤジ	01/08/21	6	19	02年 20人	03年 2人		
19	チュックー養鶏	96/02/17	8	0				
20	Dr. ママドゥ・ ディアロ	03/08/09	0	43	03年 43人	03年 2人		
21	カリランバ	01/08/15	28	8				
22	ハフィア・ポタル ・ビレ・ドゥー	01/08/16	17	17				
23	ナスルル・ イスラム・ドゥキ	01/08/19	32	8	03年 31人			
24	ラーブハル・ ドンゴル・ サントル	01/08/18	32	29				
25	ナフォーレ・ ンダラオ	01/10/17	38	20	03年 40人	03年 1人		
26	ハフィア・ラスー	02/03/08	37	19				
27	ママ・フラ・ タイレ・ラグ	02/03/07	46	8				
28	アハンドゥラエ・ ドゥクーク	03/06/04	24	8				
29	ダール・サラム	96/06/21	23	27	96年 50人	97年 3人		
30	ハンダラエ	96/06/22	25	17	97年 37人	98年 2人		

31	タリウエル	96/07/24	23	25	97年25人	98年3人		02/03 倉庫、肉屋
32	アイゲル	97/11/24	21	11	97年30人	98年3人		
33	マリアマ・ウリ・ソウ	98/07/18	0	51	02年51人			
34	Dr. ブバカール・ディアロ	98/10/06	23	29	02年52人	02年4人		
35	エル・アマドゥ・サラディアロ	98/10/06	18	32	00年50人 02年50人	00年4人		
36	ワレヤ	00/09/05	15	23				
37	レイ・ミロ・サントル	00/06/03	32	5	03年37人			
38	ファロ	00/09/05	23	12				
39	パラガ	96/03/02	47	3	97年20人	97年1人		
40	カンバコ	97/06/24	14	10	97年15人			
41	コラデ・マシ	98/06/29	21	4	97年16人			
42	マシ・サントル	01/07/25	25	10	03年24人	03年2人		
43	ティエウエレ (バンタル)	00/08/19	31	0				
44	バラディ	00/08/28	21	10				
45	ブーリ	01/03/30	24	19				
46	デベヤ	96/04/20	43	10	96年42人	96年2人 03年1人		03年牧場
47	ナンゲランド・サントル	97/10/19	23	3	98年24人	98年2人		03年牧場 ・屠殺場
48	グニンカン	98/03/12	17	6		98年2人		03年牧場
49	PR キンコン	94/07/27	22	5	00年25人			02'羊小屋
50	ラリア・マウンデ	98/10/08	20	5	01年25人			02年牧場
51	ハルディ・フーティ	01/01/27	22	21	02年34人	03年2人		
52	サンタリ・サントル	01/01/27	13	15	02年28人	03年2人		
53	アイシ・ングレ	01/02/28	14	12	02年25人	03年2人		
54	ダール・サラム・ポタル	01/08/25	26	18	03年31人	03年2人		
55	ハフィア	94/09/14	40	0				
56	バハンタル・ジャマ	99/03/07	52	1	02年30人			
57	ハルディ・フーティ (サリ)	99/04/21	38	0				
58	トコセレ	92/12/06	22	3	93年21人	95年+98年=3人		02年牧場
59	ジョケレ・エンド・バミクレ	99/10/01	37	15				
60	アフィア・ジュンゴル	99/10/01	33	10	03年44人			
61	ポタル・ジャマ	99/10/02	32	9				
62	ハンダラエ・ティアパタ	99/10/02	29	13				
63	ンディレ・ソンケ	03/05/15	25	9				
64	ドンゲル・コレベ	03/05/15	17	3				
65	ディウラッソ	96/03/03	21	4	98年25人	95年1人		02'羊小屋
66	ペレル・バンタン	03/05/29	21	5				
	合計		1,623	910	1,197	59	35	26設備

(※) 訳注：「SAB」、「AE」の内容につき説明無し

畜産者グループの所在地：

グループ番号 1～9：バンティニエル郡、10～14：ブルアル・タペ郡、15～20：都市共同体、21～28：ドンゴル・トゥマ郡、29～35：ゴンゴレ郡、36～38：レイ・ミロ郡、39～45：マシ郡、46～48：ナンゲラン郡、49～54：サンタリー郡、55～57：サンガレア郡、58～64：ティンビ・マディナ郡、65～66：T.トゥニー郡

農民組織結成の必要条件是以下の通りである。

- ・メンバー同士の仲が良いこと
- ・グループ（groupement）を形成すること
- ・少なくともメンバー7名が集まること
- ・内部規則の作成
- ・組織結成総会を開催し、議事録を作成すること
- ・内務省県支局マイクロプロジェクト課で組織登録を行うこと

農民組織への加入条件は

- ・任意、各人の自由意志に基づく
- ・地域の住民であり、働いていること

各組織の会長は

- ・投票によってメンバーの合意の下に選出される

組織の活動内容は、農業、野菜作り、果実生産、畜産（牛・家禽類）、農産物販売等である。

2. 優遇政策

農民に対する優遇措置は、法律 №13/AN/07.2005 及び№14/AN/07.2005 に定められている。

3. 農村における伝統的相互扶助システム

- ・「キレ」または「バラル」：農作業に関する相互的助け合い
- ・トゥッパル：家畜（牛等）に塩を食べさせる、畜産農家の助け合い。
- ・スリマン：午前中の助け合い
- ・ウォラン：午後の助け合い

Ⅷ. 営農システム

1. 県内の営農システム

- ・家庭菜園（Tapade）：栽培されるのはトウモロコシ、サツマイモ、タロイモ、キャッサバで、雨季には野菜が作られる。
- ・バフォン：年間にわたって野菜やジャガイモ、雨季にコメが作られる。
- ・外の畑：雨季に農作業が行われ、穀物（コメ、ミレット、フォニオ、ソルガム）や油性植物（落花生）が栽培される。

2. 農民に収益を生み出す活動

- ・ 手工芸：かご細工、染色、織物、陶芸
- ・ 行商

X. 農産物流通

1. 農産物販売量

① 穀物

- ・ ミレット： 2,895t
- ・ フォニオ： 10,057.5t
- ・ コメ： 18,628.8t
- ・ トウモロコシ： 10,971t

② 果実

- ・ マンゴー： 16.8t
- ・ バナナ： 18.4t
- ・ オレンジ： 212t

③ 野菜

- ・ ジャガイモ： 3,382.7t
- ・ トマト： 20.2t
- ・ ナス： 0.7t
- ・ キャベツ： 16t

④ 換金作物（コーヒー、綿花、茶）：無し

⑤ 塊茎

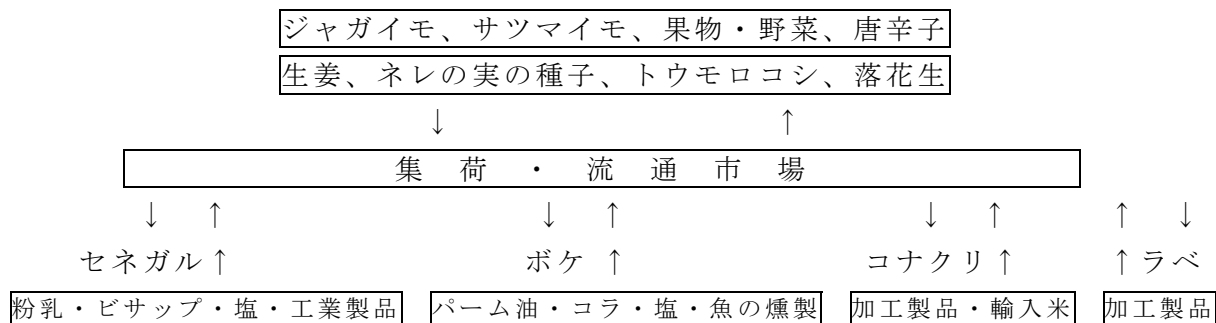
- ・ キャッサバ： 18t

⑥ 畜産物

- ・ 牛： 99,619 頭
- ・ 羊： 48,228 頭
- ・ ヤギ： 49,839 頭
- ・ 家禽類： 不明

2. 農産物流通システム

ピタ県内生産地



ピタ県内農作物生産量

No.	農作物	作付け面積 (ha)	生産量 (t)
1	コメ	15,524	18,628.8
2	フォニオ	11,175	10,057.5
3	トウモロコシ	7,314	10,971
4	キャッサバ	7,040	35,200
5	落花生	8,465	7,618.5
6	サツマイモ	50	1,250
7	タロイモ	131	786
8	ミレット	1,930	2,895
9	ジャガイモ	1,500	30,000
10	タマネギ	630	3,150

ギニア国農業・畜産・環境・水資源・森林省
ギニア農学研究所 (IRAG)
バラン農学研究センター現状報告書

センター長 マキシム・タンバ・カマノ博士作成

2007年9月

報告書骨子

1. バラン農学研究センター紹介
2. センターの組織
3. 研究実績
4. ドナーとの協力関係
5. センターの抱える問題
6. センターの要望
7. 将来の展望

別添：バラン農学研究センター職員リスト

1. バラン農学研究センター紹介

(1) 概要

地理的位置付け

バラン農学研究センターは、ピタ県ティンビ・マディナにある。中部ギニア自然環境地域のための農学研究センターである。センターはピタから道路 25km、ラベから道路 40km の地点、高度 900m に位置する。

(2) センターの沿革

バラン農学研究センターは、ギニア農学研究所 (IRAG) 設立に関する政令 №086/86PRG/SGG/89 によって設立された。

旧 OFITAB の設備を受け継ぎ、「ギ」国政府及び世銀、FIDA、FAO、USAID の資金援助によって施設・機材の改修を行った。

2. センターの組織

センターは以下の要素から構成されている。

- a) センター長
- b) 科学コーディネーター
- c) 技術アシスタント
- d) 7 つの研究プログラム (ジャガイモ、野菜栽培、自然環境の保護、フォニオ、牛農牧業システム、小型反芻動物、システム研究)
- e) 研究支援部門 (管理、財務、総務、資料室、ラボ)

センターの運営形態：資金繰りはギニア農学研究所が担当、研究プログラムによる研究コスト負担

3. 研究実績

balan農学研究センターは、今日まで農業者のために数多くの研究成果や製品を獲得してきた。これらは特に、選定された植物マテリアルや技術に関するもので、多くについてはセンターによって技術シートが作成されている。それらの内の主だったもの、農業者に活用されているもののみを、以下に挙げる。

(1) 土壌・環境プログラム

- 1) 土壌に関する化学的理解。土壌の農芸化学的統計地図、土地利用スキームの作成
- 2) 土壌の肥沃化、カルシウム・マグネシウム改良
- 3) 土壌の石灰質に関する知識
- 4) 被覆用植物実験
- 5) 多目的な生垣システム
- 6) コンポスト・有機物管理システム

(2) ジャガイモプログラム

- 1) 栽培ゾーン毎の品種選定
- 2) 鶏糞を用いた農地の肥沃化方式
- 3) ジャガイモ病害虫対策
機械化
 - ・ ジャガイモ用畝立て機械製作
 - ・ ジャガイモ用牽引式堀取機製作

(3) 野菜栽培プログラム

- 1) タマネギ、トマト、ナス、小型トウガラシ、大型トウガラシ、スイカ、キュウリの品種選定
- 2) 野菜苗畑管理
- 3) 主要作物に関する播種密度と苗植付けの間隔
- 4) 異なる作物に関する営農カレンダーの調整

(4) フォニオプログラム

- 1) サイクル別品種の特定
- 2) 種、苗の量と施肥
- 3) フォニオ消費・流通に関する理解
- 4) フォニオのポストハーベスト（脱穀、精選）設備・機材の考案技術

(5) 畜産プログラム

- 1) 作物収穫残滓及び農産物加工廃棄物の端境期における、家畜飼料への活用
- 2) 小型反芻動物の肥育技術改善
- 3) 飼料用イネ科植物・マメ科植物をベースとした農村共同体放牧地の改善技術

- 4) ローカル種及び外来種の肥沃化作用を持つ植物（11種のイネ科草本植物と5種のマメ科植物）による飼料銀行の設置
- 5) ンダマの家畜を迅速に増やすための小牛生産促進技術
- 6) 村落養鶏農場の管理運営
- 7) 農牧業インテグレーション技術
- 8) 家畜生産と家畜保健

(6) システム研究

- 1) 中部ギニアにおける農業システム
- 2) 中部ギニアの農業生態系別ゾーニング、GISによる地図製作

4. ドナーとの協力関係

バラン農学研究センターは、中部ギニアで活動を展開するドナーとの、協力関係を築くことに成功している。主な開発パートナーを以下に挙げる。

- ・フランス国政府、EU、カナダ国政府 PAPP 等から資金援助を受けている、フタ・ジャロン農民連盟
- ・ITC (International Trypanotolerance Centre : 国際トリパノソーマ耐性センター) / バンジュールによる PROCORDEL (畜産研究プロジェクト)
- ・植物遺伝子リソース研究所 (IPGRI)
- ・IRAG、マリの IER、ブルキナファソの IRSAT、フランス国の CIRAD の協力による、フォニオのポストハーベスト技術改善広域プロジェクト (食糧作物共同基金)
- ・ササガワ・グローバル 2000 によるネリカ米、ジャガイモの施肥と随伴作物に関する活動
- ・プロジェクト TCP/GUI/FAO による牛乳生産女性グループ
- ・プロジェクト TCP/GUI/3003/ジャガイモ/FAO
- ・自然資源管理プロジェクト (PGRN/ラベ)
- ・世銀の出資によるリサーチ・イノベーション基金 (FRI)、ギニア高等教育・科学研究省と協力
- ・NGO インディゴ・マリ
- ・ラベ、マムーの州農業会議所
- ・ギニア全国畜産者連絡会議、畜産支援プロジェクト (PAE)

5. センターの抱える問題

- ・プロジェクトを通じて研究資金を受けているため、資金源は不安定で継続性が無い。そのためセンターとしての研究プログラム実施に関しても、人材の管理や養成についても長期的な戦略が立てられない。
- ・センターの運営予算として「ギ」国政府から付与される国家開発予算 (BND) は非常に金額が低く、しかも不定期的である。
- ・全体的に給与の低い公務員の中でも、センターの研究者は高いレベルの教育・養

成を受けており、厳密な職務態度を要求されるので、給与の安さはなおさらである。

- ・センター設備機材の維持・更新の予算が無いため、年々老朽化が進んでいる。設備機材の運営・維持のニーズはすでに明確にされており、改修・更新の必要性に関する調査も、ほとんど完成している。
- ・研究者、管理スタッフを含めてセンター職員の高齢化が進んでおり、今後、2012年までに80%が退職することになる。
- ・予算が無いために、ローカルレベルで活動する他の関係組織（植物検疫当局、大学等）を、センターのプログラムに参画させることができない。

6. センターの要望

- ・今日センターが望んでいるのは、持続的で安定した予算を持てるようになることである。方法としては、毎年の国家予算の中に、公務員研究者及び非公務員スタッフの給与、関係職員全員の養成、図書購入、設備機材維持管理、中長期的研究実施等のために十分な金額がセンター予算として計上されることである。
- ・センターが優先連帯基金（FSP）プロジェクトを引き継げるように、「ギ」国政府には期待している。
- ・センターの農牧業研究における高い潜在性を活用し、将来的には収益が上げられるように、定期的な研究資金源を獲得する。
- ・死亡や退職、転勤により研究者がセンターを離職する毎に後任を配置する。
- ・生産者や自治体（CRD、CP等）の現在の必要に応え、財源（州や地域レベルの予算から）を確立し、「注文に応じて」単発的な研究事業を契約ベースで行えるようにする。
- ・センターの高い資格・学歴を持つ職員やその家族にとって、十分に魅力的でやる気にさせるような就労条件を、 balan 農学研究センターで確立し、維持する。

7. 将来の展望

balan 農学研究センターは、中部ギニア地方のために、NLPDA（新農業開発政策公開状）の中に述べられた目標を実現すべく、自らの役割を果たさねばならない。

別添：バラン農学研究センター職員リスト

2007年12月6日

作成者：センター長 マキシム・タンバ・カマノ博士

・研究者リスト

No.	氏名	専門分野	役職	入所年度
1	カマノ・タンバ・マキシム	植物病理学、 博士号	センター長、ジャガイモ プログラムチーフ	1982
2	バルデ・ウスマン・コナ	植物生産、修士号	技術総務部長	1981
3	バルデ・イブライマ・バラマ	獣医学、修士号	羊・ヤギプログラム担当	1983
4	シーラ・アンスマン	植物生産、修士号	ジャガイモプログラム 担当	1980
5	スマ・モルラヤ	植物生産、修士号	野菜栽培プログラム担当	1982
6	カマラ・ママドゥー	植物生産、修士号	野菜栽培プログラム担当	1982
7	ディアロ・サイドゥ	社会学、修士号	システムプログラム担当	1977
8	オノム・ランサナ	獣医学、修士号	牛農牧業プログラム	1987
9	バリー・ママドゥー・ ディアン	獣医学、修士号	羊・ヤギプログラム担当	1982
10	ディアロ・ティエルノ・ アリムー	植物生産、修士号	科学分野調整役、 フォニオプログラムチーフ	1954
11	スアレ・ママドゥー・セルー	畜産、修士号	羊・ヤギプログラムチーフ	1954
12	マンサレ・フェイラ	農業機械、修士号	研究運営長	1956
13	サネ・アンスマン	農業土壌学、 修士号	ラボ長	1953
14	シディベ・ウマール	土壌学、修士号	ラボ長助手	1959
15	バルデ・ハシミウ	植物検疫、修士号	資料室長	1956
16	カマラ・チョチュレ	植物生産、修士号	フォニオプログラム担当	1958
17	カマラ・サワ	熱帯獣医学、 畜産、修士号	牛農牧業プログラム	1975
18	カマラ・ウスマン・ イディアトゥ	畜産、修士号	畜産プログラム担当	1982
19	ドゥンプヤ・ムサ	植物生産、修士号	フォニオプログラム/ラボ 担当	1982

・技術者リスト

20	クヤテ・イサ	農業技術監督員 CTA	技術総務部長補佐	1952
21	ディアロ・ママドゥー・ ディウデ	畜産技術監督員 CTE	畜産上級技術者	1957

マムー州ダラバ県知事回答

回答者名 : KALIVOGUI GBAKOU

回答者役職 : 任命県知事

II. 農業行政・農業政策

1. 地方分権化の状況

国の持つ政治的・経済的・財務的な権力を、地区 (district)、農村共同体 (CRD)、都市共同体 (CU) から成る地方自治体に部分的に譲渡するのが地方分権化である。権限の譲渡によって、技術的・金銭的な手段が地方自治体に委ねられ、自治体は、自らの開発を担うことになる。自治体の財源は、地方開発租税 (CDL)、直接税及び NGO や国内外の金融機関、諸外国大使館等、外部からもたらされる資金から構成される。

2. 県で実施されている農業政策

現行の農業政策は、「ギ」国政府の新農業政策公開状 (NLPDA) に沿ったものである。つまり、目指すべきは食料自給と貧困削減である。

3. 農村の問題解決に実施している措置

NGO、政府、国際機関の援助を受けている、農村部の様々な住民・農民組織を通して貧困削減を実現するための措置である。

4. 出稼ぎ、移民労働

移民労働者は多く、村落民の収入を支える基盤を構成している。金銭を稼ぐために、県民の多くは、農村から都市部や国外への出稼ぎを余儀無くされていると思う。

5. ジェンダー配慮

政治的、制度的には男女差別は無い。男女は平等である。

6. 貧困農民に対する措置

グループ、アソシエーション等の組織を作った貧困農民には、金銭的援助を行う政策がある。国が小額の貸付を行う等である。

III. 農業普及

1. 農業普及に果たす役割

SNPRV (全国農業振興・普及局) の県支局が県における農業普及を担い、現場での農民に対する普及活動を調整し、支援している。

2. 普及活動の問題

問題は数多いが、最も重大なものは人事予算、技術的手段、交通手段の不足である。

IV. 他ドナーによる支援

1. 他ドナーの支援によるプロジェクト、プログラムでインパクトが持続しているもの

プロジェクト、NGO、農民グループによる活動の中でインパクトが持続しているものはあるが、県にとっての大きな障害は、2007年1月、2月のストライキの影響による出来事で事務所、家具、文書が焼かれてしまい、必要な記録が無いことである。

ファラナ州ダボラ県農村開発環境局 (DPDRE)

回答者名 : Tamba Camara

回答者役職 : 県支局長

マムー州における農業開発支援プロジェクト実施のための現状診断報告書

2008年2月

I. ダボラ県概況

(1) 地理的状況

－緯度 : 10°45N

－経度 : 11°07W

－高度 : 438m

ダボラ県は国土の中心部に位置する。中心を示す標識は、ンデマ農村共同体 (CRD) の中心街区から 25km 離れたシアバカーニャ村にある。

フータと高地ギニア間の交通路の要所にあるダボラ県は、面積 6,350km² を有する。1995年に施行された行政区分によりファラナ行政州に属するが、ダボラ県以外に当該州にはディンギラヤ県、キシドゥグ県、ファラナ県が含まれる。ダボラ県は、北がディンギラヤ県、南がファラナ県、東がクルサ県、西がマムー県に隣接している。

(2) 政区分としてのダボラ県の現況

- ・住民数 : 132,376 人
 - ・女性住民数 : 67,980 人
 - ・男性住民数 : 64,396 人
 - ・面積 : 6,350km²
 - ・農村共同体 (CRD) 数 : 8
 - ・都市共同体 (CU) 数 : 1
 - ・農村部地区数 : 35
 - ・都市部地区数 : 5
- (出典 : 地方自治体組織担当 COC)

(3) 農村共同体 (CRD) 別人口分布

CRD 名	地区数	男性人口	女性人口	人口合計
アラファムサヤ	3	6,017	6,573	12,590
バンコ	5	7,767	8,330	16,097
ビシクリマ	6	10,766	11,511	22,277
都市共同体	6	13,364	13,543	26,907
ドゴメ	7	11,401	12,036	23,437
カンカマ	3	5,995	6,415	12,410
キンドエ	4	1,864	1,963	3,827
コナンドゥ	3	3,385	3,635	7,020
ンデマ	4	3,834	3,974	7,811
合計	41	64,396	67,980	132,376

(出典 : 地方自治体組織担当 COC)

主な宗教はイスラム教であり、キリスト教及びアニミズム（少数派）と併存している。主要な民族は、プル族、マランケ族であり、そのほかに森林部族、スス族等がある。

(4) ダボラ県の人口（RGPH1996）

郡名	人口全体	都市部人口 (推計)	農村人口/%	従業者数/ 農業経営体	農業経営体数
都市共同体	23,330	15,884	7,449/32	8.0	931
ドゴメ	19,715	985	18,730/95	7.0	2,676
ビシクリマ	18,766	4,226	14,540/77	8.0	1,818
バンコ	13,784	1,149	12,653/92	8.0	1,579
アラファムサヤ	10,468	550	9,918/95	7.0	1,417
カンカマ	10,439	300	10,139/97	8.0	1,267
ンデマ	6,569	328	6,241/95	8.0	780
コナンドゥ	5,856	405	5,451/93	8.0	681
キンドエ	3,059	50	3,009/98	7.0	430
合計	111,986	23,874	88,112/79	7.7	11,579

(5) 飲料水供給状況（INAGES、1998年）

- ・ドゴメ : 38 井戸、1 井戸当たり住民数 519 人
- ・コナンドゥ : 16 井戸、1 井戸当たり住民数 366 人
- ・バンコ : 38 井戸、1 井戸当たり住民数 363 人
- ・アラファムサヤ : 30 井戸、1 井戸当たり住民数 349 人
- ・ンデマ : 20 井戸、1 井戸当たり住民数 328 人
- ・ビシクリマ : 54 井戸、1 井戸当たり住民数 348 人
- ・カンカマ : 32 井戸、1 井戸当たり住民数 326 人
- ・キンドエ : 21 井戸、1 井戸当たり住民数 146 人
- ・都市共同体 : 15 井戸及び水道
- ダボラ県合計 : 249 井戸

(6) ダボラ県にある指定林

- ・バラヤンーソムンバ : 24,250ha、1951年に指定林登録
- ・シンセリーーウエサ : 14,000ha、1942年に指定林登録
- ・スアレラ : 2,000ha、1954年に指定林登録
- ・ティンキノ滝 : 1,100ha、1944年に指定林登録

(7) 農業状況

農業経営体の数は1996年のデータで11,579であった。住民の収入は、専ら農業と畜産に頼っている。農産物毎の収入の状況は、以下のようなものである。

農家所得に占める作物別内訳

郡名	落花生	コメ	フォニオ	その他	トウモロコシ	キャッサバ
コナンドゥ	66%	14%	0%	17%	3%	0%
バンコ	54%	16%	0%	14%	10%	6%
都市共同体	46%	16%	13%	10%	11%	4%
ンデマ	44%	38%	12%	5%	0%	1%
ビシクリマ	29%	16%	16%	19%	19%	1%
ドゴメ	25%	18%	40%	1%	17%	1%
キンドエ	17%	51%	32%	0%	0%	0%
アラファムサヤ	14%	21%	42%	9%	14%	0%
カンカマ	8%	30%	36%	17%	9%	0%
県平均	34%	24%	21%	10%	9%	1%

(出典：西部高地ギニアプログラム、1998年)

作物別生産量の割合

郡名	コメ	フォニオ	落花生	トウモロコシ	ミレット・ソルガム	キャッサバ
キンドエ	58%	27%	9%	6%	0%	0%
カンカマ	45%	40%	0%	15%	0%	0%
ンデマ	44%	22%	24%	10%	0%	0%
バンコ	38%	17%	34%	2%	0%	9%
都市共同体	33%	32%	27%	8%	0%	0%
ビシクリマ	24%	32%	7%	31%	6%	0%
アラファムサヤ	20%	48%	20%	12%	0%	0%
ドゴメ	14%	47%	24%	15%	0%	0%
コナンドゥ	7%	0%	59%	5%	29%	0%
県平均	31%	29%	23%	12%	4%	1%

ダボラ県の農地面積は不明であるが、農業経営者全てが、それぞれの営農活動に十分な農地を使っていると考えられる。

作物別生産状況

主要作物	作付け面積 (ha)	収量 (kg/ha)	生産量 (t)
コメ	17,238	800	12,462.7
フォニオ	17,659.58	400	7,063.8
落花生	13,687	500	6,843.5
トウモロコシ	9,684.65	400	3,873.8
ミレット・ソルガム	5,600.20	500	2,800.1
キャッサバ	4,867.47	6,500	31,638.3

(出典：DPDRE 2006年～2007年農繁期に関するデータ)

2007年の水害は全体で1,659.55haに及び、予測されていた1,327.64tのコメの収穫が損なわれた。被害を受けたのは、コメのほかに、野菜、果樹、輸出向け作物（綿花、カシューナッツ）もあるが、これらの作付け面積、収量、生産量はよく知られていない。生産量が分からないのは、農民が収穫しながら自家消費するからである。作物の販売も、農家は金銭の必要に応じて少量づつ時間をかけて行っている。

農民は農作物を、重要な順に以下の順序で利用している。

1. 自家消費
2. 販売
3. 贈与、寄付
4. 宗教的・伝統的儀式及び種子採取

農作物の価格は市場によって、年間の時期によって変わる。都市部の市場価格と比較すると、生産者価格は満足すべきものとは言えない。

II. 農業行政・政策

(1) 農業行政

① 県レベルの農業行政は、国家政策に従い、農業開発・環境県支局長（DPDRE）の管轄下に置かれている。

県支局長は、自らの責務を遂行するために、以下の課を配下に置いている。

- a) 農業振興課
- b) 土木課
- c) 畜産課
- d) 農村道路課
- e) 水源営林課
- f) 環境課

これら直属の課に加えて、以下の支援部局も管轄下にある。

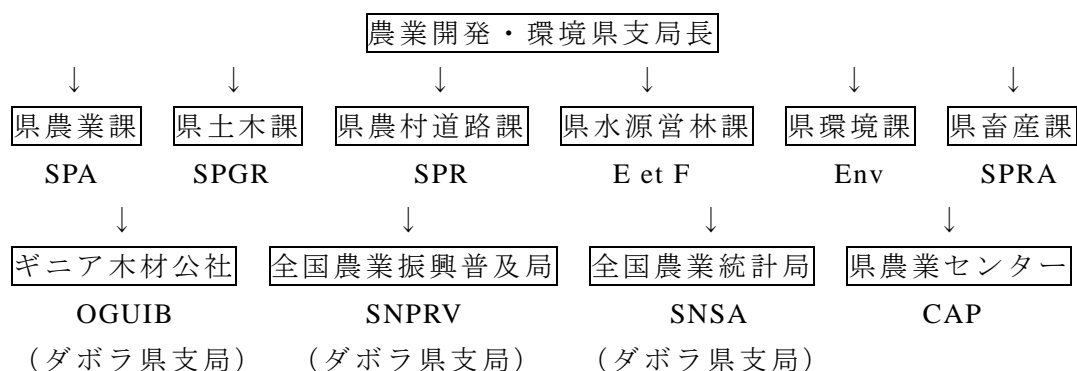
- ・ 全国農業統計局
- ・ 県農業センター（CAP）、ギニア木材公社（OGUIB）
- ・ 公施設法人（訳注：公役務の任務を負う公法上の法人）：全国農村振興・普及局（SNPRV）

ここに挙げた課や部局の中には、農村共同体（CRD）や村落に拠点を配置しているものもある。

- ・ 営林宿营地
- ・ 村落農業セクター
- ・ 畜産ポスト
- ・ 全国農村振興・普及局

これら末端の拠点は、全て農村開発郡支局長の責任下に置かれ、郡支局長が県支局長（DPDRE）に対する報告の義務を負っている。

②農業開発・環境県支局（DPDRE）組織図



③職員配置状況

a) 職務カテゴリー別配置表

職階	男性	女性	合計
A	45	2	47
B	32	2	34
C	14	0	14
合計	91	4	95

b) 部署別配置表

職階	DPDRE	SPA	SPGR	SPR	Env	SPRA	EetF	OGUIB	SNSA	SNPRV	CAP
A	1	10	2	1	3	9	8	2	1	8	2
B	0	3	1	0	1	6	11	1	0	10	1
C	0	3	0	0	1	0	4	0	0	6	0
合計	1	16	3	1	5	15	23	3	1	24	3

(2) 農業開発政策

- ① 国家農業開発政策に沿って、農業開発環境県支局は、食糧安保、農民の所得向上、自然資源の持続的管理を目指した事業を展開する。
- ② 県支局は管轄下の組織、プロジェクト、NGO 及び事業受益者の参画を通じて、農村の抱える問題と取り組む。
- ③ 農村の過疎化は地方によって程度の差はあるが、各地に存在する。移民労働者はインフォーマルセクターに多い。これらの労働者がもたらす金銭が、住居の改善や食料の購入に貢献している。
- ④ 開発事業全て（識字化、農業活動、保健、教育分野における活動等）において現在ジェンダー配慮が行われている。
- ⑤ 貧困男性農民及び女性農民に対する活動には、以下が存在する。
 - a) 穀物銀行
 - b) マイクロクレジット
 - c) 成長のためのコミュニティ金庫
 - d) NGO による支援、等

Ⅲ. 農業普及

(1) 農業普及担当者は 23 人で、資格は以下のとおりである。

- ・ 農学エンジニア 8 名
- ・ 農業技術監督員 9 名
- ・ 農業技術アシスタント 6 名

農業普及メソッドは以下のようなものである。

まず、農業技術を実証し、結果を見て議論する。「デモンストレーションの日」、農場視察等を通じて農民間の知見交換を図りつつ、技術を習得させる。普及員の活動は、農業現場の理解、農業経営体の診断、営農活動をめぐって農業者と考察を重ね、新技術を伝播し、農業者を技術的にフォローし、農業技術に関するトレーニングを受けるとともに関係者にも受けさせ、ドナーと意見交換し、プロジェクト活動を計画し、モニタリング・評価を行い、普及に用いるツールを保守し、農業者の組織化を促進することである。

(2) 普及員 1 人当たりの担当は、1 都市部地区 (quartier urbain) または 1 農業地区 (district agricole) で、250～500 農業者にあたる。

(3) トレーニングは座学と実技があり、内容は次のような設問に答え得るものである：何をやってやるのか？どのようにやるのか？誰と？いつ？どこで？

(4) キリシ、キンディアに在る農学研究所 (IRAG) がトウモロコシの品種の適応テストを行っている。RGTA (ギニア牛耕ネットワーク) が牛の調教、牛飼いと鍛冶職人の養成を行っている。LAMIL はカシューナッツの苗との組合せで、ネリカ米の実験を行っている。

(5) 普及担当者の能力強化を行い、移動手段を与えること

(6) 普及担当者の管理、活動のモニタリング・評価、技術的支援、普及担当者と地域住民・自治体当局及び議員との関係の強化、普及活動の調整と計画、普及担当者に対するトレーニング

Ⅳ. 農業研究所

ダボラ県内には農学研究所・ラボは存在しないが、カンカン (ボルド) 及びキリシー (キンディア) の研究センターと協力関係がある。

Ⅴ. 農業金融

ギニア農村金庫が 5 店舗 (ダボラ中央、ビシクリマ、バンコ、ドゴメ、アルファムサヤ) を開設している。

当庫の貯蓄サービスには任意型と保証型の 2 つがあり、貸し金庫サービスもある。融資の種類には以下がある。

- ・ 農村連帯貸付
- ・ 農業連帯貸付

- ・商業貸付
- ・公務員貸付
- ・中期貸付
- ・大型農園主貸付
- ・牛羊肥育貸付

貸付金利は短期（1～12カ月）が4%、中期で3.5%である。

プライド・ギニアが参入してきたところでは、商業貸付を行っている。

これら2つの金融機関のほか、市民団体的な融資の組織として、

- ・成長のためのコミュニティ金庫
- ・穀物銀行

がある。

VI. 灌漑システム

- (1) 全国土木局に聞いてください。
- (2) 農村の現状に鑑みて、我々は大型灌漑施設の方を選ぶ。それが不可能な場合は、小規模灌漑でなるべく多くの農民が利用でき、日常の経費が低くて済むものが望ましい。
- (3) 現在機能している灌漑設備は、県内には無い。
- (4) 農業灌漑設備は無い。かつて BDA（アフリカ開発銀行）が、バンコに 200ha の灌漑設備（畦無しの灌漑水路）を設置したが、今日機能していない。

PNIRI の実施によって、フィナラ村（ンデマ）25ha が灌漑整備されたが、メンテナンスが為されなかったため、現在ほとんど使えなくなっている。

VII. ポストハーベスト

都市部においては脱穀場、乾燥場と呼べるようなものは無い。農産物に夾雑物が頻繁に見られるのはこのためである。作物倉庫は、PDD によって設置されたものが数カ所存在する。収穫された作物は農民が頭に乗せて、農場から村まで運んでくる。作物加工に関しては、NGO やプロジェクトの支援によって、コメの脱穀機やトウモロコシ、フォニオ、カリテ用のミルが導入され、加工が行われるようになっている。これらの加工機械のメンテナンスは、それぞれの場合に応じて、トレーニングを受けた技術者が担当している。

VIII. 農民組織、NGO

- (1) 登録されている農民組織の数、名称、加盟者数

a) 畜産農家組織（OPE）

No.	郡名	畜産農家組織数	男性加盟者数	女性加盟者数	アシスタント
1	ンデマ	5	45	31	16
2	コナンドゥ	6	111	65	19
3	キンドエ	4	81	93	12

4	カンカマ	10	104	126	40
5	ドゴメ	19	51	306	72
6	都市共同体	3	20	34	8
7	ビシクリマ	17	238	101	112
8	バンコ	5	125	12	16
9	アラファムサヤ	6	69	37	18
	合計	75	844	1,649	313

b) 農業者組織（農業、養鶏、養殖、動物資源管理）

No.	事業内容	組織数	男性 加盟者数	女性 加盟者数	男女合計
1	カシューナッツ栽培	17	303	105	408
2	養蜂	19	380	125	505
3	野菜栽培	52	301	824	1,125
4	食糧作物生産	63	615	202	817
5	油性植物栽培 (カリテ・落花生)	17	117	504	621
6	自然資源管理 GRN	16	264	111	375
7	養殖	4	—	—	—
8	養鶏	1	—	—	—
	合計	189	1,980	1,871	3,851

以下のプロジェクトや NGO が、農業分野における活動を行っている。

- ・ IBGRN（自然資源管理のための底辺からのイニシアチブ）＝自然資源の保護と持続的管理を「郷土（テロワール）」を通して目指す
- ・ RGTA（ギニア牛耕ネットワーク）＝牛耕に使われる牛の調教、犁作り、牛の調教技術のトレーニング等
- ・ ATC（ベルギー技術援助協力）＝農作物加工、種子の供与
- ・ LAMIL＝住民の生計向上のための持続可能な「郷土（テロワール）」管理プロジェクト

(2) 農業者組織に関する優遇措置

- ・ 運営委員会の設置
- ・ 加盟メンバー（男女とも）に対する識字化活動
- ・ 農生産及び組織化に対する技術支援
- ・ 組織の認定を行う

(3) 農村における相互扶助システム

- a) 相互扶助グループがメンバーの家を1軒ずつ巡回する
- b) 「ワリ・ワリ」は村人間に交わされる一種の契約で、仕事をしてもらった後に、約束した金額を支払う
- c) 村人が個人的にあるいは集団で、ある家族に対する無償の支援を行う場合もある

Ⅷ. 営農システム

(1) ダボラ県の営農システムは、山や丘の斜面を焼畑で移動しながら作付けする、自給農業を営む家族経営を基本とする。作物の組合せは、コメーミレットートウモロコシ、トウモロコシーミレットーソルガム、ミレットーソルガム等で、かなり上手く行っている場合もある。平野やバフォンも、降雨条件に大きく左右されるものの、稲作が成功する場合もある。稲作収量は丘陵の斜面では低い（500～600kg/ha）が、平野及びバフォンでは 800～1,000kg/ha に達する。

乾季の農作業は野菜栽培が中心となり、一般的に女性農民が農作業を担い、男性は畑を家畜から守ったり、井戸を掘ったりという作業に留まる。

(2) 農家に収益をもたらす活動には以下のものがある。

- ・せっけん作り
- ・シアバター抽出
- ・養蜂
- ・野菜栽培
- ・スンバラ作り（訳注：スンバラ soumbara または soumbala は、ネレ nere の実の種から作られる、西アフリカ料理に良く用いられる調味香辛料。ネレが無い場合は大豆が代用されることもある）
- ・トンチン（マイクロクレジット）
- ・屋台、行商

(3) 農村に収益をもたらす活動の困難な問題

- a. せっけん作り：トレーニング不足、マテリアル不足、輸送コストがかかり過ぎる
- b. 零細漁労：養殖池を設置できる農場が無い、トレーニングと漁具が必要

Ⅹ. 農産物流通の状況

(1) 農産物生産量

- ・コメ：12,462.7t
- ・トウモロコシ：3,873.8t
- ・フォニオ：7,063.8t
- ・落花生：6,843.5t
- ・ミレット・ソルガム：2,800.1t
- ・キャッサバ：31,638.3t
- ・畜産：

牛	82,055 頭
羊	20,339 頭
ヤギ	15,099 頭
家禽類	不明

上記以外の農産物統計は不明であるが、上に挙げた以外の産物でも、農家生計の向上に寄与しているものはある。

(2) 農作物活用状況

作物	自家消費	流通販売	儀式・寄付	種子採取
コメ	70%	20%	5%	5%
落花生	10%	80%	5%	5%
フォニオ	70%	20%	5%	5%
ミレット・ソルガム	78%	20%	0%	2%
キャッサバ	40%	55%	5%	—

(3) 農産物販売量及び価格

作物	販売量	価格 (kg/FG)	データ計測方法
粳米	2,492.54t	1,500	—
脱穀米	—	3,500	—
乾燥トウモロコシ粒	774.76t	1,500	—
殻付きフォニオ	1,412.76t	1,500	—
脱穀フォニオ	—	3,500	—
生キャッサバ	17,401.06t	1,000	—
乾燥キャッサバ	—	1,000	—
シアーバター	—	5,000	—
ハチミツ	—	6,000	—
落花生	5,474.8t	—	—

(4) ダボラ県内で開かれている週間マーケット

- ・都市共同体：火曜日
- ・ビシクリマ：日曜日
- ・コナンドゥ：月曜日
- ・バンコ：土曜日
- ・アラファムサヤ：土曜日
- ・クルフィンバ：月曜日
- ・フェラ・アムダラヤ：木曜日
- ・ドゴメ：隔週日曜日、家畜市場
- ・ンデマ（コンソ）：木曜日
- ・カンカマ（ブーカ）：水曜日
- ・カンカマ（マティギラ）：土曜日

XI. 農業活動

(1) 農業普及の方法

- ・農業普及員は、1人当たり250～500人の農民を普及対象として、配置されている
- ・新技術を農民に移転する（技術パッケージ）
- ・肥料を少量用いての品種実験
- ・実験結果の比較、等

(2) 野菜栽培の問題

水、野菜種子、化学肥料不足の問題、金網の囲いが無い、トレーニングが行われない。

(3) 牧畜の問題

家畜が盗まれる、家畜が放逐する、牧畜用井戸が足りない。

(4) 農産物計量方法のリスト

- a. 容量 100kg の袋
- b. 容量 50kg の袋
- c. youbiany
- d. Nenin
- e. Moussa Traore
- f. Gbei または redressement、およそ 1kg

(5) 牛耕の重要性

CRD/CU	牛耕に用いられる牛の数 (2頭で1ペア)
・コナンドゥ	: 873 ペア
・カンカマ	: 1,326 ペア
・ビシクリマ	: 1,876 ペア
・都市共同体	: 907 ペア
・バンコ	: 1,367 ペア
・ンデマ	: 582 ペア
・キンドエ	: 250 ペア
・アラファムサヤ	: 592 ペア
・ドゴメ	: 701 ペア
県合計	8,474 ペア

XII. 他ドナーによる支援

(1) ・PNIR I 及び II (BID、BDA、IDA)

- ・PHGO (西部高地ギニアプログラム) : 欧州連合
- ・PDD (ダボラ・ディンギラエプログラム) : 欧州連合
- ・LAMIL = 住民の生活向上のための郷土管理プロジェクト

(2) SNPRV (全国農村振興・農業普及局) とドナーとの協力関係

- ・ADRAO (WARDA) : 「ギ」国へのネリカ米導入を支援
- ・SG2000 : 「緑の肥料」としてのムクナ (Mucuna) の導入、オバタンパ・トウモロコシ、生産者に対する農業資材クレジットの供与、ネリカ米の普及、ムクナ及び大豆の加工技術トレーニングを行った。

ファラナ州ダボラ県知事回答

回答者役職名：ファラナ州ダボラ県任命知事

2008年2月4日

I. 統計データ

1. ダボラ県に在る CRD（農村共同体）及び村落の名称、行政区画毎の人口、男女別人口、世帯数、宗教、民族、所得。

CRD/CLL	地区数	村落数	男性住民数	女性住民数	住民数	女性 %	世帯数	面積 km ²
都市共同体	6	20	10,245	11,098	21,343	52	915	315
ビシクリマ	6	39	9,647	9,647	19,294	50	2,300	650
ドゴメ	7	34	8,425	7,776	10,201	48	1,958	761
バンコ	5	26	8,218	6,723	14,941	45	1,904	569
アルファムサヤ	3	17	6,769	7,634	14,403	53	1,642	690
カンカマ	3	16	6,493	4,898	11,391	43	1,320	508
ンデマ	4	18	6,009	4,175	10,184	41	1,064	1,305
コナンドゥ	3	14	4,421	3,618	8,039	45	583	286
キンドエ	4	21	3,415	3,152	6,567	48	419	1,266
県合計	41	205	63,642	58,721	122,363	—	12,105	6,350

出典：PDD（ダボラ・ディンギラエ・プログラム）モニタリング評価チームによる
2002年実施調査

- ・宗教：イスラム教とカトリック。カトリック教徒のほとんどは、公務員、職人、サービス業者であり、土着住民ではない。
- ・民族：ジャロンケ、プル、マランケが土着民族である。スス、キシ、ゲルゼ、コニアンケ、トマ及びその他の民族が、公務員、職人、サービス業者に見られる。

農家収入源作物別内訳

No.	CRD/CLL	落花生	コメ	フォニオ	トウモロコシ	キャッサバ	その他
1	都市共同体	46%	16%	13%	11%	4%	10%
2	ビシクリマ	66%	14%	0%	3%	0%	17%
3	ドゴメ	54%	16%	0%	10%	6%	14%
4	バンコ	44%	38%	12%	0%	1%	5%
5	アルファムサヤ	29%	16%	6%	19%	1%	19%
6	カンカマ	25%	18%	40%	17%	1%	1%
7	ンデマ	17%	51%	32%	0%	0%	0%
8	コナンドゥ	14%	21%	42%	14%	0%	9%
9	キンドエ	8%	30%	36%	9%	0%	17%
	県平均	34%	24%	21%	9%	1%	10%

備考：作物毎、1農民または1農業経営体当たりの収入を金額で表すためには、入念な調査が必要である。そのためここでは平均収入金額の表示を留保している。

農作業による収入のほか、ダボラ県においては畜産が農家の重要な収入源となっている。それ以外の収入源としては、野生植物の採取、農産物加工、狩猟、漁労、手工業、出稼ぎ、サービス業従事、等がある。

2. ダボラ県の農地・灌漑面積

- ・農地面積：158,750ha
- ・灌漑面積：平野　　：7,794ha
バフォン：1,397ha

備考：県で最初に行われた灌漑事業によって建造された設備は、現在壊滅状態にある。

3. 農産物の生産量と市場価格

作物	生産量 (t)	収穫時の市場価格 (kg)	収穫後の市場価格 (kg)	端境期 (kg)
コメ	17,196.070	1,000FG	1,500FG	1,600FG
トウモロコシ	12,000.506	800FG	1,000FG	1,200FG
落花生	10,800.388	600FG	1,200FG	1,400FG
キャッサバ	47,176.844	500FG	800FG	1,000FG
フォニオ	8,702.183	800FG	1,500FG	1,800FG
ミレット・ソルガム	8,387.696	800FG	1,500FG	1,600FG

これらの市場平均価格は、図表中にある3シーズン（収穫時、収穫後、端境期）及び市場により異なる。これらの価格は、ダボラ県内の複数のマーケットでの市場価格調査の結果から引用した。

ダボラ県内の主要な週間市場

No.	CRD/CP	開催場所	開催日	備考
1	都市共同体	都市共同体	火曜日	
2	ビシクリマ	ビシクリマ	日曜日	
3	コナンドゥ	コナンドゥ	月曜日	
4	バンコ	バンコ	土曜日	
5	アルファムサヤ	・アルファムサヤ ・クルフィンバ ・フェラ・アムダラヤ	・土曜日 ・月曜日 ・木曜日	
6	ドゴメ	ドゴメ	隔週の日曜日	家畜市場
7	ンデマ	コンソ	木曜日	
8	カンカマ	・ブーカ ・マチギラ ・カンカマ	・木曜日 ・土曜日 —	

II. 農業・農村開発政策

1. 県内で実施中の主要な農業・農村開発政策

貧困削減及び食糧安保を目指す農業開発政策「ビジョン2015」の実施が、現在の主要な農業・農村開発政策である。ビジョン2015には、以下のような戦略が盛り込まれている。

- ・食糧作物及び輸出向け農産物の開発・振興

- ・自然資源（土壌、森林、水）の持続可能な合理的活用及び環境保護
- ・農産物生産及び加工に携る農業関連企業の創設支援や、関連業者組織化促進を通じての、これら企業の振興
- ・様々な支援を通しての農業者の組織化振興
- ・農村部共用施設インフラの分野を始めとする、地方分権化政策によって地方自治体が担うべき責任の遂行を支援
- ・自然資産（水産資源、土壌、土壌の肥沃さ、森林、植生地被、遺伝形質、動物相、生態系）の管理及び保全
- ・社会・経済的発展プロセスや収益を生む活動への、女性及び脆弱な人々の組み込み

2. 農村部での問題を解決するために実施されている措置

- ・農業分野における生産者や業者の現実的なクライテリアに对应する、農業政策を具体化できるようなプログラムの形成
- ・統計の形成、定期的な調査の実施、プロジェクト活動実施後のモニタリング、インパクト評価
- ・農業者の組織化振興
- ・農業生産システム、これらの成果、潜在性、開発メソッドや、技術のもたらすインパクトに関する知識の強化
- ・農業研究のニーズの検出、形成及び研究プログラムの実施
- ・地方自治体及び農業者組織と協議しながら、農村部の設備インフラプログラムを策定、実施する
- ・現実的で実施可能なプロジェクトの企画ができるように、農業者組織の分析能力、集団での考察能力、農産物に関する企画提案の能力の増強を図る

III. 営農活動

1. 村人は出稼ぎを余儀無くされているか？

村人は、農閑期には一般的に都市部や鉱山に収益をもたらす仕事を求めて流出する。村には無いこれらの仕事は、鉱夫、サービス業等である。

2. ジェンダーに配慮した政策はあるか？

男女差は金銭管理、決定権、仕事の割振り、農業生産管理（共同農場の場合）、設備管理等に見られる。多くの要素が、今日の我々の社会習慣として残っており、PLDA（自治体が策定するローカル開発プラン）の中で社会経済的活動、職業活動におけるジェンダー配慮が懸案として取り上げられている。

3. 貧困農民の救済策

- ・農業省の技官、プロジェクト、プログラム、NGO や市民団体との連携の下に、貧困農民が自発的に選択したプロジェクトの実施を通して社会・職業的な組織化を図りつつ、啓蒙・啓発を行う。

- ・ 貧困農民の能力強化
- ・ 食糧作物や野菜類の種子、小型農器具の供与
- ・ アドバイスによる支援
- ・ 村落レベルで脆弱な人々を定義させ、これらに配慮する村落民としての自主的な意識を持たせ、新しいコミュニティ活動を実施させる。
- ・ 貧困農民を現状調査に組み込み、対話関係を構築する。貧困農民の信頼を獲得できず、活発な参画を得られないのであれば、村落レベルの事業で結果を出すことは難しい。
- ・ 最も貧しい農民に対して、経済的な持続性と競争力のある営農活動の導入に向けた技術的・物質的支援を行う。生産性の低い粗放的で不安定な農業生産システムから、次第に、より高い収益をもたらす集約的なシステムへと移行できるようにする等が考えられる。

4. ニジェール川沿いの氾濫原で行われている農業活動

- ・ 稲作
- ・ 野菜作り

水管理及び農業生産性を向上させるために、氾濫原にある農場の灌漑整備が必要とされている。

5. 氾濫原以外での農業活動

- ・ 稲作
- ・ トウモロコシ栽培
- ・ 落花生栽培
- ・ フォニオ栽培
- ・ キャッサバ栽培
- ・ ミレット、サツマイモ栽培
- ・ サツマイモ、タロイモ栽培
- ・ 果樹栽培

6. 北部の貧困ゾーンに対して、農業普及を始めとする特別な取り組みが、当局によりどのように進められているか

- ・ 平野の整備
- ・ 農業生産地への交通路設置
- ・ 家族農業経営者のための活動に関して啓蒙、啓発、トレーニングを行う
- ・ 単なる農業者グループ、農業組合的性格を持つグループ及びその他の農業者組織化振興を図り、自ら開発に取り組む住民組織を誕生させる
- ・ 住民組織が、いかなる外部の援助にも頼らずに機能・発展していくことを狙いとした、組織責任者に対する効果的なトレーニングを行う
- ・ 営農カレンダーの遵守
- ・ 農場に合った種子の選択

- ・農作業手順の遵守
- ・技術パッケージの移転
- ・指定林の共同管理
- ・植林

IV. 農業普及

1. 農業普及の果たす役割は何か？

- ・数多くの農業者に対する、適切な技術の迅速な伝播に貢献する
- ・文書に表された技術の内容を農民の世界に適応させる
- ・農村の現状診断から検出された実際のニーズに従って新技術の導入を図る
- ・農民の持つ知見や技術の価値を高める
- ・研究、普及、農民の間の関係強化に貢献する
- ・研究機関に対して生産者の抱える問題を知らせる
- ・普及を通じて農業者を研究成果の受益者とする
- ・農地の生産性、農業者による農作業の生産性を向上させる

2. 農業普及の問題は何か？

- ・研究機関によって提案される技術の現場への不適合性
- ・農民が新技術を受け入れようとしない
- ・普及すべき技術が過少
- ・同じ農民に対して複数のアクターが介入することによる活動の無駄、努力の散逸、農民が受取るメッセージに矛盾が生じる
- ・農民による実際の農作業が考慮されていない
- ・農民に提案される新技術の社会経済的な側面が軽視されている
- ・土壌肥沃度の低下
- ・農村及び都市周辺部における、農地不足を原因とする火災が十分な考慮の対象とされていない
- ・農業者、畜産者の損失の削減に十分な努力がなされていない
- ・生産量、生産性が低い
- ・農業成長が低い
- ・普及員及び受益者の能力強化が行われていない、等

V. 他ドナーによる支援について

1. 1998年以降にドナーの支援によって実施された、農業・農村開発プログラム及びプロジェクトのリスト

- a. PHGO (Programme Haute Guinee Ouest : 西部高地ギニアプログラム)
1994年～1998年
 - ・食糧作物・綿花：VICOT、CFDT
 - ・畜産：VSF (国境なき獣医団)

- ・牛耕技術及び農業資材供与：ACT（ベルギー技術協力協会）
 - ・バフォン整備：AFVP（進歩のためのフランスボランティア協会）
 - ・農村金融：IRAM（開発処方実施研究所）
 - ・養蜂：AFVP（進歩のためのフランスボランティア協会）
 - ・小規模整備：AFVP（進歩のためのフランスボランティア協会）
- b. PDD（Programme Dabola Dinguiraye：ダボラ・ディンギラエプログラム）
2000年～2002年
- ・インフラコンポーネント：ARCAIDS EURO コンサル
 - ・牛耕コンポーネント：RGTA（家畜による牽引（訳注：牛耕等）のためのギニアネットワーク）
 - ・農業コンポーネント：ARCADIS EURO コンサル
 - ・調達、加工、販売コンポーネント：ATC（調達・加工・販売）
 - ・畜産・自然資源管理コンポーネント：VSF（国境なき獣医団）
 - ・識字、教育、農業者組織化コンポーネント：CRNAFOD、CAFOP
 - ・貯蓄・融資コンポーネント：CRG（ギニア農村金庫）
 - ・広報コンポーネント：INDA、SAHEL
- c. PDSO（NGOが関与した開発プロジェクト）
- ・AFRICARE
 - ・SRR（農村迅速援助）
 - ・ATC（調達、加工、販売）
 - ・RGTA（家畜による牽引のためのギニアネットワーク）
 - ・CGT（ギニア綿花会社）
 - ・フゾン・アンサンブル
 - ・ギニア CCF
 - ・LAMIL/ICRAF
 - ・IBGRN（自然資源管理のための底辺からのイニシアチブ）
 - ・UEG（ギニア肥育業者連合）
 - ・コンサーン・ユニヴァーサル
 - ・URCO（加工・販売のための連合）
 - ・PADEG（ギニア地方分権化支援プロジェクト）
 - ・PEAGER（農村管理のための教育・支援プロジェクト）
 - ・PEGRN（自然資源管理拡張プロジェクト）
 - ・ASF（金融事業者協会）：近隣銀行設置のため→CAFODEC
 - ・援助とアクション：貧困児童支援
 - ・OCPH
 - ・TOSTAN
 - ・ASED
 - ・AGIR、等

事業実施期間についての情報が充分に取れなかったため、いくつかの基金による支援については述べていない。

上記のリストは完璧ではないが、開発パートナーの参考にはなるであろう。

報告書等の関連資料の提出については、リストに挙げたプロジェクト・プログラムの9割方が終了し、消滅している現在、それぞれの担当者に資料を求めたり、コピーを取得するには過大な努力が必要とされる。

2. プロジェクト、プログラム、NGO による活動のインパクト及び終了後も持続している効果や活動

- ・道路の改修、簡易な通行設備の建造及び村落道路保全委員会（CVEP）の設置
- ・穀物銀行の設置
- ・農村・コミュニティラジオ局の設置
- ・家畜の水飲み場の設置
- ・農作業に使えるよう牛が調教され、牛耕のテクニック、播種、作物の維持、収穫の機械化等が習得された
- ・牛飼いの養成
- ・鍛冶職人の養成
- ・いくつかの農家への設備設置
- ・畜産アシスタントの養成
- ・農民（農業者と畜産者）の組織作り
- ・自然資源管理及び環境保護のための委員会設置
- ・農民とともに郷土プラン（plan de terroir）の作成
- ・改良された養蜂業のトレーニング
- ・苗床担当者の養成
- ・農民による接ぎ木技術の受入れ
- ・取水管理の指導
- ・土壌保全に関する技術的トレーニング
- ・移植、直播き技術の完璧なマスター
- ・村落コミュニティ金庫の存在
- ・農民による野菜栽培技術の受入れ
- ・農民による農産物保存技術の受入れ
- ・農業者組織による機能的識字化
- ・農業者組織が、経営勘定作成の能力を持つようになったこと
- ・女性や脆弱グループの、収益を生む活動や教育・養成活動への漸次的な組み込み
- ・営農カレンダーの遵守
- ・羊の肥育、等

